

別海町議会会議録

第1号(平成27年 3月 5日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告及び提出案件の概要 |
| 日程第 6 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 平成26年度別海町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第16号 | 平成26年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第17号 | 平成26年度別海町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第 1号 | 平成27年度別海町一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第 2号 | 平成27年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第 3号 | 平成27年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第 4号 | 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第 5号 | 平成27年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第 6号 | 平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第 7号 | 平成27年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第 8号 | 平成27年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第18号 | 別海町債権管理条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第19号 | 別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第20号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について |

- 日程第 27 議案第 21 号 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 22 号 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 29 議案第 43 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第 30 議案第 10 号 平成 26 年度別海町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 31 議案第 25 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告及び提出案件の概要
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 議案第 9 号 平成 26 年度別海町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 9 議案第 11 号 平成 26 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 12 号 平成 26 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 13 号 平成 26 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 14 号 平成 26 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 26 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 26 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 26 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 1 号 平成 27 年度別海町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 2 号 平成 27 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 3 号 平成 27 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 4 号 平成 27 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 5 号 平成 27 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 6 号 平成 27 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 7 号 平成 27 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 23 議案第 8 号 平成 27 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 18 号 別海町債権管理条例の制定について
- 日程第 25 議案第 19 号 別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20 号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用

者負担等に関する条例の制定について

- 日程第27 議案第21号 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施の係る人員等の基準に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第22号 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第43号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第30 議案第10号 平成26年度別海町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第31 議案第25号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（16名）

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杳 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
12番	松 原 政 勝	13番	戸 田 博 義
14番	戸 田 憲 悦	15番	中 村 忠 士
副議長	17番 安 田 輝 男	議長	18番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（1名）

16番 佐 藤 初 雄

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
選挙管理委員長	高 崎 好 藏	総 務 部 長	佐 藤 次 春
福 祉 部 長	竹 中 仁	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜
建設水道部長	小 西 健 夫	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
病院事務長	佐 藤 一 彦	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監査委員事務局長	宮 越 正 人	農 委 事 務 局 長	佐々木 勉
総 務 部 次 長	河 嶋 田 鶴 枝	産 業 振 興 部 次 長	佐 藤 則 夫
産 業 振 興 部 次 長	山 崎 茂	教 育 部 次 長	下 地 哲
総 務 課 長	佐 藤 告	総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人
財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝	税 務 課 長	中 村 公 一
防災交通課長	金 田 秀 幸	福 祉 課 長	山 田 一 志
介護支援課長	今 野 健 一	特 養 建 設 準 備 室 長	竹 中 仁
町 民 課 長	三 戸 俊 人	保 健 課 長	門 脇 芳 則
老 健 事 務 長	阿 部 美 幸	農 政 課 長	山 崎 茂
水産みどり課長	佐 藤 則 夫	商 工 観 光 課 長	大 槻 祐 二

管 理 課 長	小 島	実	事 業 課 長	千 葉	悦 男
上 下 水 道 課 長	佐 藤	敏	学 務 課 長	佐々木	栄 典
生 涯 学 習 課 長	下 地	哲	図 書 館 長	佐 藤	清 美
病 院 事 務 課 長	小 湊	昌 博			

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	登 藤	和 哉	主 幹	田 畑	直 樹
---------	-----	-----	-----	-----	-----

○会議録署名議員

1 番	木 嶋	悦 寛	2 番	松 壽	孝 雄
3 番	森 本	一 夫			

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（登藤和哉君） おはようございます。

会議に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

このたび、永年にわたり地方自治に貢献された功績により、渡邊政吉議長、佐藤初雄議員、中村忠士議員の3名が全国町村議会議長会から自治功労者表彰を受賞されました。

それでは、表彰状の伝達を副議長から行います。

佐藤議員欠席のため、渡邊議長、中村議員は前へお越しく下さい。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（登藤和哉君） 以上で、自治功労者表彰状の伝達を終わります。

◎議長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 平成27年の第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、永年にわたり地方自治に貢献された功績により、3名の議員に全国町村議会議長会から自治功労者表彰の伝達がありました。

このたびの受賞に対しましては深く敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

また、私ことですが大変ありがとうございました。

また、本人はもとより、これまで御苦勞をともにされましたそれぞれの御家族様の皆様にも、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

表彰されました3名の議員におきましては、過去を振り返り、さぞ感無量のものがあるかと存じますが、今後とも町政発展のため、より一層の御活躍をされますよう願うところでございます。

さて、昨年末に衆議院選挙が行われ与党が圧勝するという結果と相なりました。

我が国の経済は円安や膨らむ社会保障費といった課題を多く抱えています。

国が行う機動的な財政政策により、潜在的な成長を底上げし地方活性化のために地方創生の具体策や時期を明記することを期待します。

このような中、迎える平成27年度は町民の付託を受け、町政に携わっている私どもは議会の機能を十二分に発揮するとともに、議員の責務を全うし、誠意をもって物事に真摯に向かい合い職務に邁進しなければなりません。

本定例会は改選期の骨格とはいえ、平成27年度の当初予算などを慎重に審議しなければならない重要な議会であり、また、私たちの任期最後を飾る大変意義深いものであることも、承知のところでございます。

議会といたしましては、住民意思を代表し政策を形成するという職責、職務から、議会機能をこれまで以上に積極的に展開することが必要であり、住民の要望を施策に反映させるべく最大限の努力をしたいと考えております。

このため、本定例会の会期も長い日程を予定しておりますが、議員各位の綿密かつ丹念な御審議により、しかるべくして適切な議決に至りますよう願うものであります。

暦の上では早春とはいえ、まだ残雪多く寒さが残っております。

議員各位におかれましては、どうぞ御自愛の上、審議に御奨励されますようお願い申し上げます、大変簡単でございますが開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

開議 午前10時01分

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから平成27年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は16番佐藤議員でございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

それでは、議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

去る2月24日、3月3日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会にかかわる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

初めに、第1回定例会に町長から提出されております案件は全部で50件であります。

提出されました議案は、平成27年度各会計当初予算8件、平成26年度各会計補正予算が9件、条例の制定が5件、条例の一部改正が14件、条例の廃止が1件、財産の無償譲渡が1件、消防事務組合規約の変更が1件、葬斎組合規約変更が1件、辺地整備計画の変更が1件、町道の路線認定、廃止が1件、和解、損害賠償が1件、人権擁護委員候補の推薦が1件、専決処分の承認が2件、公平委員の選任が1件、固定資産評価審査委員の選任が1件、工事請負契約の変更報告が1件、和解及び損害賠償の報告が1件であります。

これら提出案件のうち、議案第1号から議案第8号までの8件、議案第18号から議案第22号までの5件を除く37件については、委員会の付託を省略し本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第1号、第2号の専決処分の報告については報告のみであります。

また、平成27年度各会計予算については、全議員で構成する平成27年度各会計予算審査特別委員会を設置して審議すべきものといたしました。

委員長には松原議員、副委員長には山田議員を候補者として選任いたしました。

なお、正副委員長の互選につきましては議長指名により行いますので、御了承願います。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は本日3月5日から12日までの8日間とし、3月5日には町提出議案のうち先議の申し出がありました議案第9号、議案第11号から議案第17号までの7件、承認第1号から2号までの2件、合わせて10件についての内容説明、質疑を行い、討論、採決を行います。

さらに、町提出案件の8件についての内容説明、質疑を行うことといたしました。

第2日目の3月6日には、残りの提出案件24件について内容説明と質疑及び報告を行い、それが終了後に一般質問を行うことといたしました。

なお、一般質問は予算審査の中で同様の質疑も予想されることから、予算審査の前に行うこととしております。

次に、3月7日から11日までは議案調査及び議案審査のため休会とし、9日は各常任委員会、10日、11日の2日間は予算審査特別委員会を行います。

また、最終日の12日には特別委員会に付託した議案の採決、各常任委員会に付託した議案の討論、採決、町提出議案の討論、採決を行い、その後議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。通告を受理しております一般質問は、松原政勝議員、木嶋悦寛議員、中村忠士議員、瀧川榮子議員の4名で全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。受理いたしました請願、陳情にかかわる対応について慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付のとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員提出案件であります。現在予定されております提出案件は5件であります。

初めに、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。さきの通常国会で改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正や地方自治法第121条により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことにより改正するものであります。戸田博義議員から提案されるものであります。

次に、農業関係法制度の見直しに関する意見書、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書については、本町の基幹産業振興に大きな影響があることから重要課題と考え、戸田博義議員から提案されることになっております。

次に、農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書については、本町における農業委員会の成果は大きく、全国一律の見直しではなく地域の実情に合った慎重な議論を進める必要があると考えられることから、安部議員から提出されることになっております。

次に、少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書については、本町の高校の学級数削減を踏まえ、少人数学級への取り組みの充実、強化が必要なことから、松原議員から提出されることになっております。

いずれも定例会最終日に提案されることになっております。

なお、会期及び議事日程の中でも申し上げましたが、本定例会においても各常任委員会の開催のため休会日を設け、各常任委員会での議案審査や所管事務調査及び討議の時間を

確保した日程といたしました。各常任委員会の運営につきましては、委員長初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてであります。議員の質問に対して論点、争点を明確にするためのものであり質問、回答事項を十分に精査し、より質の高い議論を展開することを期待しているものであります。

町長初め、行政機関、議員各位にはその趣旨を十分に御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告を終わります。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月12日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告及び提出案件の概要

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

平成27年第1回の別海町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

月日のたつのは早いものでございまして、本日、3月定例会の開催を迎えたところでございます。

ことしは、発達した低気圧の影響などにより大雪警報、また暴風雪警報が発令される天候が続く、ここ数日も荒れ模様の天気となっておりますが、議員各位におかれましては、年度末を迎え大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成27年度各会計予算のほか、国の補正予算への対応を含めた平成26年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正にかかわる議案43件のほか、諮問、承認、同意、報告などを含め、全部で50の案件を提出させていただいております。

平成27年度の一般会計予算につきましては、来月の町長及び町議会議員選挙を控え、新規事業や政策的判断を必要とする経費等除いて継続事業や義務的経費を中心に計上した、いわゆる骨格予算として編成をしております。

新規の事業や中山間事業については、今後の補正予算で対応することとしておりますが、小中学校の校舎等改築事業など大型の継続事業の計上により、前年度当初予算と比較

し0.3%の増となったところでございます。

予算審査特別委員会での御審議もいただくため、12日までの議会日程が予定されておりますが、どうぞ慎重に御審議をいただき、全ての議案につきまして御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成26年度各会計補正予算につきましては年度末を控え、短い期間での予算執行となりますので、ぜひ先議を賜りますようお願いを申し上げます。

次に産業の動向について御報告を申し上げます。

酪農畜産の情勢でございますが、町内の生乳生産は昨年1月から12月までで、対前年比96.6%46万トン、生産額では前年対比101.4%の420億5,000万円となっております。

乳量は、一昨年の7月から前年を下回っている状況が続いておりましたが、昨年11月からは前年に対し微増となっております。

各農協では、生乳増産対策を講じていることから、今後も増産が期待されるところでございます。

乳代については、乳量が対前年比3.4%下回りましたが、平均乳価や加工原料乳生産者補給金の単価が引き上げられたことにより、昨年は前年実績に対し1.4%の微増となっております。

生乳生産農家戸数は、本年1月末現在で20戸が離脱しております。その内訳は、後継者問題で9戸、将来不安関連で4戸、病気事故で4戸、経営転換が1戸、その他が2戸となっております。昨年、2戸が新規就農していることから、2月末現在の農家戸数は713戸となっております。

さて、地域ぐるみで関係事業者の連携により収益性を向上させる畜産クラスター事業ですが、町初め各関係機関、団体、農業関係組織等が参画し町内の農協単位で畜産クラスター協議会を設置し、事業計画を策定し施設整備などを進めていくこととしております。

また、昨年8月から根釧酪農の将来像とその実現のための具体的対策を推進するため、根室、釧路管内の市町村長、JA組合長で構成する新たな本戦略の構想検討会議で検討してまいりました根釧酪農ビジョンが策定されました。

このビジョンでは農業、経済関連団体や消費者団体など幅広い関係者の意見を聞き、おおむね10年後を目標とした基本方向が示されています。草地更新率10%、新規担い手確保数、年80人、生乳1キログラム当たり30円の所得確保などを根釧全体の目標値として目指すこととしています。

また、ビジョンの将来像実現のため検討会議を根釧酪農ビジョン推進会議に名称変更し、年に1回程度、会議を開催し進展状況の確認や検証することとなっております。

次に、水産業についてでございます。

昨年の秋サケ定置網漁の漁獲量は低調ながら高価格に支えられ、金額で前年比89%となっております。

また、もう一つの主要業種である冬季ホタテ漁は輸出需要の増大に加え円安の影響もあって、近年にない高値で取引されており、昨年の倍以上の水揚げ高を記録しています。

このことに伴い2月末現在の総水揚げは、前年比で数量が14%増に対し金額では116%増となっております。

現在のホタテの価格は、為替や海外での事業に大きく左右されることから、今後の価格動向を注視してまいりたいと思います。

次に、近年農林業初め、住民生活への深刻な影響を与えているエゾシカの捕獲状況でございますが、昨年の春と秋に実施をいたしました銃器による捕獲は3,176頭となっております。

また、越冬地対策として野付半島に加え走古丹にも囲いわなを設置し12月から捕獲行っていますが、2月末現在で、野付半島で140頭、走古丹では170頭の捕獲実績となっております。

なお、囲いわなでの捕獲については3月末までを予定しております。

次に、観光と商工業についてでございますが、本年度2月末現在の本町の観光入り込み数については対前年比1.2%増の30万4,887人となりました。

これは、えびまつりや産業祭など各種イベントが好調で、来場者が全体的に前年を上回ったことが要因でございます。各種イベントや食を通しての観光は定着しつつありますが、今後においても交流人口の増加に向けた取り組みなどが必要と考えております。

商工業については、地方の地域経済が依然として低迷をしており町内の商工業も非常に厳しい経営状況に置かれている、そのように認識をしております。国の補正予算による経済対策の一つであります地域消費喚起、生活支援等交付金を活用した別海町プレミアム地域振興券事業の実施は、町民への生活支援と地域中小企業の活性化の一躍を担うものと期待をいたしているところでございます。

次に、本定例会に提出をいたしました議案等について、その概要を説明いたします。

提出いたしました案件は議案が43件、諮問が1件、承認が2件、同意が2件、報告が2件でございます。

まず、議案第1号から議案第8号までの8件は平成27年度各会計予算でございます。

一般会計で154億9,800万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額では248億7,300万円、前年度比で1.8%の増額となっております。

議案第9号から議案第17号までの9件につきましては、平成26年度各会計補正予算でございます。

一般会計の主な補正内容としては、畜産競争力強化緊急整備事業で約6億892万円、地域住民生活等緊急支援のための交付金関係事業で約1億250万円、その他、国補正等の前倒し事業等で増額するほか、執行額の確定による精査を行い、総額13億2,230万円を増額しております。

国民健康保険特別会計では、保険給付費の増額や交付金、拠出金などの決定通知をもとに歳入歳出それぞれ推計、精査を行い、430万円を増額し、その他の特別会計、企業会計では、執行額の確定などによる減額補正を行うものでございます。

なお、議案第10号は、損害賠償金の支払いに伴う平成26年度一般会計補正予算でございます。

議案第18号の別海町債権管理条例の制定については、町税以外の債権管理について統一的な基準の整備、運用の適正化を図ることを目的とした条例を新たに制定するものでございます。

議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定については、本年4月から施行が予定されている子ども・子育て支援法に基づき、保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の給付を受ける場合の保育の必要性を客観的に審査する基準等を定める条例を制定するものでございます。

議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関す

る条例の制定については、本年4月から子ども・子育て支援法施行に伴い、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの利用者負担額などを定める条例の制定であります。

議案第21号の別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定についてと、議案第22号の別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、従来、厚生労働省令で定められていた、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準と指定介護予防支援等の基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第23号は、行政手続法が改正され本年4月1日から施行されることに伴い、本町が行う処分及び行政指導に対する規定を定めた別海町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、教育委員長制度の廃止に伴い、教育委員長及び教育委員長代理の報酬に関する規定について削除するものでございます。

また、議案番号一つ飛ばしまして、議案第26号の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部改正については、教育長が一般職から特別職となったことから、新たな教育長の職務専念義務の免除規定を定めるものでございます。

2件のいずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案番号一つ戻りまして、議案第25号ですが特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正は、町立別海病院の医師に対して行った分限免職処分の取り消し請求訴訟の和解に当たり、私自身の処分として給料を削減するため、条例の改正を行おうとするものでございます。

議案第27号別海町職員の給与に関する条例の一部改正については、昨年8月に人事院勧告のありました給与制度の総合的見直しとして、本年4月1日から給料表の水準を平均2%の引き下げを行うほか、各種手当等の見直しを行うものでございます。

議案第28号別海町立保育園設置条例の一部改正についてでございますが、本年4月から施行が予定されている子ども・子育て支援法に基づき、町内2カ所の認可保育園が施設型給付を受ける認可保育園となるため、必要な改正を行おうとするものでございます。

議案第29号別海町介護保険条例の一部改正については、要介護認定者の増加や介護給付費の増額に対応し安定した介護保険事業の運営を図るため、保険料基準月額を4,100円から4,900円に改正し、また、介護予防、日常生活支援総合事業等に関する経過措置期間を設けるための改正であります。

議案第30号の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部改正と、議案第31号の別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、関係する厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第32号小林清吉賞基金条例の一部改正、議案第33号の水沼徳一郎基金条例の一部改正については、いずれも基金の運用方法を変更するため、条例の一部を改正するもの

でございます。

議案第34号別海町下水道条例の一部改正については、水道水以外の水の使用による適正な実態把握及び下水道使用料の適正な徴収に向け、対応するための改正を行おうとするものでございます。

議案第35号別海町就学指導委員会設置条例の一部改正は、学校教育法施行令の一部改正に伴い、特別の措置を必要とする児童生徒及び未就学児に対して、一貫した支援について助言等を行うことができるよう条例の名称変更を含めた改正を行うものでございます。

議案第36号は別海町立幼稚園設置条例の一部改正で、本年4月から施行が予定されている子ども・子育て支援法の給付制度の導入に伴い、利用者負担額など運営について変更が生じるため、必要な改正を行おうとするものでございます。

議案第37号別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例と、議案第38号の町有財産の無償譲渡については、建設当初から中春別農業協同組合が長期にわたり委託管理し、平成18年から指定管理をしている当該施設について設置条例を廃止し、同組合に町有財産を無償譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号の根室北部消防事務組規約の変更と、議案第40号の中標津町外2町葬斎組合規約の変更については、いずれも組合長を除く関係町の町長を組合議員から副組合長に変更するため、それぞれの組合から規約変更の協議がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてですが、計画策定済みの辺地について事業の追加や事業費の増額に対応するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第42号町道の路線認定及び廃止については、事業の実施等に伴い17路線を新規認定し、4路線を廃止するものでございます。

議案第43号和解及び損害賠償額の決定については、町立別海病院医師に対して行った分限免職処分の取り消し請求書訴訟について、裁判所から示された内容のとおり和解及び損害賠償額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。このたび1名の方が3月31日をもって任期満了となることから再任することとし、法務大臣に推薦するため議会の意見を求めるものでございます。

承認第1号は1月22日から1月24日まで、承認第2号は2月14日から2月15日まで、それぞれ低気圧による暴風雪に伴いまして、除雪経費に不足を生じることとなったため一般会計補正予算を専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

同意第1号は根室町村等公平委員会委員の選任についてでございます。現在の委員であります渡辺好之さんが今月末で任期満了となるため、再任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号は別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。現在の委員の一人から今月末で勇退したいとの申し出がありましたので、新たな委員の選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号は、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について報告するものでございます。

報告第2号は、本町が委託をしている運行管理車両の事故について、和解の成立及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから報告するものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

どうか慎重な御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての挨拶並びに議案の概要説明とさせていただきます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　承認第1号から日程第15　議案第17号までの10件及び日程第29　議案第43号から日程第31　議案第25号までの3件、合わせて13件については会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　承認第1号から日程第15　議案第17号までの10件及び日程第29　議案第43号から日程第31　議案第25号までの3件、合わせて13件については委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6　承認第1号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第6　承認第1号専決処分した事件の承認について、平成26年度一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君）　承認第1号の内容説明をいたします。

議案126ページをお開きください。専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、1月の暴風雪により除雪費に不足が見込まれる事態となったため1月23日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成27年1月23日、別海町長水沼猛。

補正の内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第1号、別冊、別海町一般会計補正予算の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億1,620万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額で申し上げます。

18款繰入金、1項で6,000万円の増。

歳入合計で6,000万円追加。

次に歳出で、8款土木費、2項6,000万円の増。

歳出合計で6,000万円を追加し、歳入、歳出それぞれ補正後の予算額を156億1,620万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書です。

1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

18款、1項1目財政調整基金繰入金6,000万円の増。今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れを行うものです。

次に、3、歳出です。

8款、2項2目道路維持費6,000万円の増。こちらは除雪業務委託料を増すものです。

以上が、1月23日付け専決処分した補正第6号の内容となります。

以上で、承認第1号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 承認第2号専決処分した事件の承認について、平成26年度一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 承認第2号の内容説明をいたします。

議案127ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

この専決処分につきましても、悪天候が長期にわたったため1月の専決補正後、さらに2月の暴風雪により除雪費に不足が見込まれる事態となったため、2月16日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成27年2月16日、別海町長水沼猛。

補正内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第2号、別冊、別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,620万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額で申し上げます。

18款繰入金、1項で6,000万円の増。

歳入合計で6,000万円の追加。

次に歳出で、8款土木費、2項で6,000万円の増。

歳出合計で6,000万円追加し、歳入、歳出それぞれ補正後の予算額を156億7,620万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書です。

1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金6,000万円の増。補正に伴う財源として基金から繰り入れるものです。

次に、3、歳出です。

8款土木費、2項2目道路維持費6,000万円の増は、除雪業務委託料増するものです。

以上が、2月16日付けで専決処分した補正第7号の内容となります。

以上で、承認第2号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(渡邊政吉君) それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第9号

○議長(渡邊政吉君) 日程第8 議案第9号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(河嶋田鶴枝君) 議案第9号の内容を説明いたします。

別冊の平成26年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算(第8号)。

平成26年度別海町一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億9,860万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

1 款町税、1 項と2 項で2,294万3,000円の増。

2 款地方譲与税、1 項と2 項で1,350万円の減。

3 款利子割交付金、1 項で50万円の減。

4 款配当割交付金、1 項で300万円の増。

6 款地方消費税交付金、1 項で1,000 万円の増。
7 款自動車取得税交付金、1 項で3,300 万円の減。
10 款地方交付税、1 項で675 万4,000 円の増。
11 款交通安全対策特別交付金、1 項で67 万4,000 円の減。
12 款分担金及び負担金、1 項と2 項で1,573 万7,000 円の減。
13 款使用料及び手数料、1 項から3 項で429 万7,000 円の減。
3 ページ。
14 款国庫支出金、1 項から3 項で3 億2,068 万5,000 円の増。
15 款道支出金、1 項から3 項で6 億8,005 万1,000 円の増。
16 款財産収入、1 項と2 項で186 万7,000 円の増。
17 款寄附金、1 項で195 万円の増。
18 款繰入金、1 項で2,467 万2,000 円の減。
20 款諸収入、4 項と5 項で2,157 万円の減。
21 款町債、1 項で3 億8,910 万円の増。

歳入合計で13 億2,240 万円の追加。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で77 万9,000 円の減。
2 款総務費、1 項から5 項で2 億2,513 万9,000 円の増。
3 款民生費、1 項と2 項で4,136 万1,000 円の増。
4 款衛生費、1 項と2 項で4,849 万6,000 円の減。
5 款労働費、1 項で23 万円の減。
6 款農林水産業費、1 項から4 項で6 億5,526 万7,000 円の増。
7 款商工費、1 項で1,265 万5,000 円の減。
5 ページ。
8 款土木費、1 項から5 項で8,826 万6,000 円の増。
9 款消防費、1 項で248 万7,000 円の減。
10 款教育費、1 項から6 項で4 億626 万9,000 円の増。
11 款災害復旧費、1 項で、5 万2,000 円の減。
12 款公債費、1 項で1,920 万3,000 円の減。

歳出合計で13 億2,240 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算額をそれぞれ169 億9,860 万円とするものです。

次に、6 ページをお開きください。

第2 表、繰越明許費です。

まず、2 款総務費1 項総務管理費は5 件で、1 点目デジタルテレビ中継局整備事業は、TVh 開設事業の負担金で、事業主体が繰り越し事業となることから、1,389 万1,000 円を繰り越すものです。

次の段から4 件は、国の補正で計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、まず、町、人、仕事、創生法施行に伴う計画策定のための、地方版総合戦略策定事業に950 万円。

認定こども園、国の保育料と町設定利用者負担の差額分の補助として、認定こども園等利用者負担助成事業に2,700 万円。

地元高等学校の学級数復活のため、バス通学補助を行う別海高等学校教育支援事業に1,400万円。

消費喚起事業として、町25%、道5%を上乗せした30%プレミアムの消費喚起プレミアム付商品券発行事業に5,200万円。

次に、6款農林水産業費1項農業費は2件で、国の補正により採択された畜産競争力強化緊急整備事業に6億6,688万1,000円。

次も国の補正により前倒しの対象となる基盤整備促進事業富岡南地区に3,030万円。

次に、4項水産業費、沿岸漁業振興対策事業は、野付漁業協同組合が行う尾岱沼漁港整備で、関連する道の工事が繰り越しとなることから2,150万円。

続いて8款土木費4項住宅費、国の補助が採択となることから公営住宅等整備事業、こちらは西春別駅前団地長寿命化工事に7,928万4,000円。

最後に10款教育費3項中学校費、国の補正により前倒しの対象となるもので、中学校耐震改修事業、中春別中学校屋体工事に4億4,732万6,000円。

以上、10事業で13億6,168万2,000円を27年度へ繰り越しするものです。

次に、7ページ。

第3表、債務負担行為補正で追加と変更になります。

追加は1件で、中小企業振興資金利子補給補助金は、平成26年度融資分について別海町中小企業融資条例に基づき利子補給をするもので、期間は平成27年度から平成41年度までで、限度額は2,347万8,000円となります。

変更は3件で、1件目、釧路開発建設部根室農業事務所賃貸に係る土地家屋借上料は、町が転貸している借上料で消費税法に係る契約変更で、限度額を9,966万9,000円に。

2点目、3点目は、いずれも電気料金の値上がりにより公の施設の指定管理者に対する委託料を増すもので、別海町総合スポーツセンターの限度額を2億7,968万円に、別海町ふるさと交流館の限度額を1億471万5,000円に、それぞれ増額変更するものです。

次に、8ページをお開きください。

第4表、地方債補正。こちらも追加と変更です。

まず追加が3件で、いずれも6ページで御説明しました繰越事業の財源となるもので、1件目、中春別中学校耐震改修事業3億3,870万円。

2件目、富岡南地区基盤整備促進事業1,360万円。

3件目、公営住宅等整備事業5,110万円を追加するもので、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるというものです。

変更は、北大成地区農道整備事業費、以下14事業で、限度額を14事業合わせて1,430万円減額するものです。

増減の内容としましては、事業完了や入札執行による事業費の確定などによるものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

9ページ。

合計で、補正前限度額の10億4,222万2,000円に、3億8,910万円を追加し、補正後限度額を14億3,132万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書です。1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

13ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明しますが、ほとんどが補助額確定や収入実績による精査となりますので、主な項目のみ御説明させていただき、その他は金額のみ申し上げます。

1款町税、1項1目個人分70万2,000円の増。

2目法人分1,431万4,000円の増。

2項1目固定資産税792万7,000円の増は、いずれも決算見込みによるものです。

次に、14ページ。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税で300万円の増。

2項1目自動車重量譲与税1,650万円の減。

15ページ。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金50万円の減。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金300万円の増。

次に、16ページ。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金1,000万円の増。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金3,300万円の減、こちらもいずれも決算見込みによる増減となります。

17ページ。

10款地方交付税、1項1目地方交付税675万4,000円の増は、国の補正により普通交付税の調整されていた部分が追加交付となったものです。

11款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金67万4,000円の減。

次に、18ページです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金922万5,000円の減。

2項1目総務費負担金51万3,000円の増。

2目民生費負担金429万9,000円の減。

3目教育費負担金267万5,000円の減。

ゼロ目商工費負担金5万1,000円の減。

19ページ。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料144万円の減。

3目衛生使用料140万円の減。

5目商工使用料10万2,000円の減。

6目土木使用料58万6,000円の減。

7目教育使用料22万2,000円の減。

次に20ページ。

2項2目民生手数料35万7,000円の減。

3目衛生手数料305万円の増。

3項1目証紙収入450万円の減は、いずれも実績見込みによる増減です。

21ページ。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金1億5,018万8,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金額の確定による増。

2目民生費国庫負担金688万5,000円の減。

3目衛生費国庫負担金9万円の減。

4目教育費国庫負担金3,949万7,000円の増は、本目新設で、繰越事業財源として学校施設整備費負担金の増。

2項1目総務費国庫補助金7,198万7,000円の増。こちらも繰り越し事業財源として、地域住民生活等緊急支援のための交付金の増。

2目民生費国庫補助金5,312万9,000円の減は、臨時福祉給付事業の確定見込みによる減。

次世代育成支援対策交付金、こちらにつきましては道費へ組み替えとなるものです。

次に、22ページ。

3目衛生費国庫補助金300万3,000円の減。

4目農林水産業費国庫補助金3,499万9,000円の増は、繰越事業財源として農山漁村活性化交付金基盤整備促進事業補助金の増が主なものです。

5目土木費国庫補助金1,586万2,000円の増は、こちらも繰越事業財源として公営住宅整備事業の防災・安全交付金の増です。

6目教育費国庫補助金7,117万円の増は、こちらも繰越事業財源の学校環境改善交付金の増が主なものです。

3項23ページ、1目総務費国庫委託金34万3,000円の減。

2目民生費国庫委託金43万2,000円の増。

次に、24ページ。

15款道支出金、1項1目民生費負担金51万3,000円の減。

2項1目総務費補助金732万8,000円の増は、繰越事業で行うプレミアム付商品券、道5%の地域住民生活等緊急支援のための交付金の増です。

2目民生費補助金1,407万円の増は、25ページ、保育緊急確保事業費補助金の増で、こちらは国庫金からの組み替えとなります。

3目衛生費補助金565万6,000円の減。

4目農林水産業費補助金6億6,056万2,000円の増は、繰越事業財源として畜産競争力強化緊急整備事業補助金の増が主なものです。

次に、26ページ。

5目商工費補助金387万円の増は、観光関係の七つの事業が北方領土隣接地域振興等推進補助の採択となったものです。

ゼロ目土木費補助金50万円の減。

3項1目総務費委託金89万1,000円の増。

2目衛生費委託金4万4,000円の減。

3目農林水産業費委託金3万9,000円の増。

4目商工費委託金4,000円の増。

27ページ。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入64万円の増。こちらは一時貸し付けなど土地貸付収入の増が主なものです。

2目利子及び配当金70万円の増は、基金利子確定によるものです。

28ページ。

2項1目不動産売払収入49万円の増。

2目物品売払収入3万7,000円の増。

29ページ。

17款寄附金、1項1目一般寄附金90万円の増。

3目教育費寄附金10万円の増。

4目ふるさと応援寄附金95万円の増。

次に、30ページ。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金2,600万円の減は、財政調整基金へ繰り戻しを行うものです。

6目ふるさと創生基金繰入金110万円の減。

8目中山間ふるさと水と土保全基金繰入金1,000円の減。

9目標津線代替輸送確保基金繰入金241万1,000円の増。

11目清流保全基金繰入金13万2,000円の減。

12目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金5,000円の増。

13目元気交付金基金繰入金14万5,000円の増は、繰入事業確定による増減と利子確定による繰り入れの増減です。

31ページ。

20款諸収入、4項1目民生費受託事業収入167万1,000円の減。

2目農林水産業費受託事業収入19万6,000円の減。

3目土木費受託事業収入432万8,000円の減。

5項1目雑入1,537万5,000円の減は、畜産担い手総合整備型再編整備事業収入の減が主なものです。

次に、32ページ。

21款町債、1項3目農林水産業債1,060万円の増。

4目土木債5,100万円の増。

5目教育債3億2,750万円の増は、いずれも繰越事業財源となるものです。

以上で歳入を終わり、続いて歳出です。

33ページをお開きください。

3、歳出につきましても、ほとんどが事業費の確定や支出見込み精査による執行残のため、主な減項目と増額についてのみ御説明し、その他は金額のみ申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費77万9,000円の減。

次に、34ページ。

2款総務費、1項1目一般管理費327万2,000円の減は、36ページ下段まで。

続いて、36ページ。

2目職員管理費1,490万8,000円の減は、37ページ、給与費負担金の減が主なものです。

3目財政管理費30万円の減。

4目会計管理費22万7,000円の減。

次に、38ページ。

5目財産管理費は41ページ下段までとなり、1億5,458万7,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積み立てが主なものです。

続いて、41ページ下段、6目企画費195万1,000円の減。こちらは42ページ中段、中標津空港利用促進期成会負担金や標津線代替輸送連絡協議会負担金などが負担金額の確定により増となりますが、その他の事業確定などにより減となるものです。

続いて、44ページ。

7目広報費3万8,000円の減。

8目車両管理費535万6,000円の減は、46ページ中段までとなります。

46ページ。

9目支所費11万7,000円の減。

47ページ。

10目交通安全対策費98万3,000円の減。

11目環境対策費30万4,000円の減。

次に、48ページ。

12目北方領土問題対策費、14万5,000円の減。

49ページ。

13目特定防衛施設周辺整備費729万4,000円の減は、事業費確定による減。

14目電子計算管理費274万2,000円の減。

次に、50ページ。

15目地域情報化推進事業費110万円の増は、電気料金の値上がりや燃料費などの増による、マルチメディア館指定管理施設の管理経費の増です。

16目諸費43万5,000円の減。

17目地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費1億250万円の増は、本目新設となり、国の経済対策として補正された交付金を活用した繰越事業で、別海高等学校教育支援事業、51ページ、地方版総合戦略策定事業、認定こども園等利用者負担助成事業、次に、52ページ、消費喚起プレミアム付商品券発行事業の4事業となります。

2項1目税務総務費7万円の減。

2目賦課徴収費75万6,000円の減。

53ページ。

3項1目戸籍住民基本台帳費7万7,000円の減。

4項5目衆議院議員選挙費、54ページ下段までで300万9,000円の減。

続いて、55ページ。

5項1目統計調査総務費2,000円の減。

2目指定統計費105万2,000円の減。

3目国勢調査統計費1万円の減。

次に、56ページ。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費1億3,768万2,000円の増は、57ページ上段、国民健康保険特別会計繰出金増によるものです。

2目老人福祉費3,012万5,000円の減は、特養デイ運営費補助金の減が主となり、59ページ下段までとなります。

続いて、59ページ下段。

4目障害者福祉費496万円の減。

次に、60ページ下段。

5目居宅介護支援事業費8万1,000円の減。

61ページ。

6目地域包括支援センター費19万8,000円の減。

7目後期高齢者医療費840万1,000円の減は、後期高齢者医療特別会計繰出金の減が主なものです。

次に、62ページ。

8目臨時福祉給付事業費4,028万9,000円の減は、該当者実績見込みによる減です。

2項1目児童福祉総務費55万4,000円の減。

63ページ。

2目児童措置費1,111万4,000円の減は、児童手当児童数確定による減。

3目児童福祉施設費13万1,000円の減。

次に、64ページ。

5目へき地保育園費6万円の減。

6目児童館費29万4,000円の減。

7目母子父子福祉費11万4,000円の減。

65ページ。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費15万3,000円の減。

2目予防費8万1,000円の減。

次に、66ページ。

3目環境衛生費864万8,000円の減は、エゾシカ被害対策事業費減が主なものです。

次に、68ページ。

4目健康管理費668万4,000円の減は、71ページ上段までとなります。

5目エキノコックス症対策費79万5,000円の減。

6目乳幼児医療費4万4,000円の減。

7目保健センター費7万7,000円の減。

次に、72ページ。

8目母子センター費270万円の減。

10目生活排水施設費975万8,000円の減は、合併処理浄化槽設置補助金の確定による減です。

73ページ。

11目養育医療費2,000円の減。

2項1目清掃総務費35万円の減。

2目じん芥処理費766万8,000円の減。

次に、74ページ。

3目じん芥処理場費568万9,000円の減。

75ページ。

4目し尿処理費141万2,000円の減。

5目し尿処理場費443万5,000円の減。

続いて、77ページ。

5款労働費、1項1目労働諸費23万円の減。

次に、78ページ。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費52万7,000円の増。

こちらは畜産環境施設整備事業補助金の要望増によるものです。

79ページ。

3目農業振興費6億5,998万2,000円の増は、繰越事業となる畜産競争力強化緊急整備事業の増と新規就農総合支援事業の増が主なものとなります。

続いて、81ページ。

4目畜産業費168万6,000円の減。

次に、82ページ下段。

5目育成牧場費230万円の増は、今年度下期預託頭数の減により育成牧場の指定管理施設管理費を計上するものです。

83ページ。

6目農地費2,520万3,000円の増は、繰越事業となる基盤整備促進事業費の増。

7目農道整備事業費108万2,000円の減。

次に、84ページ。

2項1目広域農業推進費2,648万7,000円の減は、道営草地整備事業など事業費確定によるものです。

85ページ。

3項1目林業総務費7万8,000円の減。

2目林業振興費200万円の減。

次に、86ページ。

3目公有林整備事業費27万6,000円の減。

4目森林環境保全整備事業費25万7,000円の減。

4項2目水産業振興費87万9,000円の減。

続いて、88ページ。

7款商工費、1項1目商工業振興費1,288万8,000円の減は、89ページ下段までで、中小企業利子補給支援関係事業などの補助確定見込みによる減が主なものです。

続いて、90ページ。

2目観光費89万6,000円の減。

91ページ。

3目ふるさと交流館費112万9,000円の増は、ふるさと交流館送迎バスの購入で老朽化が著しいため、早急なバスの入れかえが必要となるものです。

次に、92ページ。

8款土木費、1項1目土木総務費44万8,000円の減。

93ページ。

2項1目道路橋りょう総務費11万5,000円の減。

次に、94ページ。

2目道路維持費1,999万2,000円の増は、今後さらに除雪費の不足が見込まれるため除雪業務委託料を増すもので、補正後の除雪業務委託料の予算は2億4,000万

円となるものです。

3目道路新設改良費368万4,000円の減。

95ページ。

4目防衛施設周辺道路整備事業費1万円の減。

5目防衛施設周辺障害防止受託事業費503万4,000円の減。

次に、96ページ。

3項1目下水道費25万4,000円の減。

4項1目住宅管理費138万3,000円の減。

97ページ。

2目公営住宅建設事業費7,928万4,000円の増は、繰越事業となる公営住宅等整備事業を増すものです。

5項1目河川総務費8万2,000円の減。

続いて、99ページ。

9款消防費、1項1目消防費63万3,000円の減。

2目災害対策費185万4,000円の減。

次に、100ページ。

10款教育費、1項1目教育委員会費42万8,000円の減。

2目事務局費24万円の減。

3目教育指導費83万3,000円の減。

101ページ。

4目奨学金263万円の減。

2項1目学校管理費377万1,000円の減。

次に、102ページ。

2目教育振興費281万円の減。

103ページ。

3目通学対策費161万1,000円の減。

3項1目学校管理費763万1,000円の減は、105ページ中段まで。

2目教育振興費193万6,000円の減。

次に、106ページ。

3目通学対策費154万7,000円の減。

4目学校建設費4億4,709万円の増は、繰越事業となる中学校建物耐震改修事業の増が主なものです。

107ページ。

4項1目幼稚園管理費136万6,000円の減。

次に、108ページ。

2目教育振興費52万円の減。

5項1目社会教育総務費354万6,000円の減は、111ページ下段まで。

111ページ下段。

2目生涯教育推進費6万8,000円の減。

次に、112ページ。

3目生涯教育学習費37万8,000円の減。

113ページ。

4目青少年教育費、115ページ上段までで、38万6,000円の減。

続いて、115ページ。

5目中央公民館費72万1,000円の減。

次に、116ページ。

7目西公民館費73万3,000円の減。

117ページ。

8目図書館費292万1,000円の減。

次に、118ページ。

9目郷土資料館費29万9,000円の減。

119ページ。

6項1目保健体育総務費136万5,000円の減。

次に、120ページ下段。

2目学校給食費126万4,000円の減。

121ページ。

3目へき地学校保健管理費152万3,000円の減。

次に、122ページ。

4目総合スポーツセンター費229万4,000円の減。

123ページ。

11款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費5万2,000円の減。

最後に、124ページ。

12款公債費、1項1目元金127万円の増。

2目利子2,047万3,000円の減は、借入額と借入利率確定によるものです。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと内容が少しわからないところがありますので、教えてください。

50ページ下段の別海高等学校の支援事業ですけれども、通学費補助となっていますがその助成の内容をちょっと詳しくというか、ある程度、概要で結構ですけど教えていただければと思います。

それから、57ページのやや下段にかかるところの特別養護老人ホームのデイサービスで1,300万ほど減額ということになっていますが、利用が減ったということなのかどうか、そこら辺の内容をお知らせください。

それから、62ページの下段にかかっているところなのですが、臨時福祉給付金の3,500万ほどの減額ですが、これを当初予定していた額というか、利用よりも大幅に減ったということかなというふうに思うのですが、まず一つは、その利用率が何%だったのか、申し込み率というのですかね、当初予定していた人数よりも、人数に対して、実際に申請した人が何%だったのかということ。

それから、その率として大変低いのではないだろうかと予想されるのですが、その低くなったわけをですね、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、すみません。79ページにいきまして、上のほうですけれども、畜産競争力強化緊急整備事業補助金で、内容的には道東あさひの畜産クラスター協議会に補助するという内容というふうにお聞きをしているのですが、その補助内容を、どういうものに補助していくのかということと、それから道東あさひに、この協議会に補助するということは、他の農協に対する手当というのがあるのかなのかということを含めて、お聞きしたいと思います。

それから、最後ですけれども、97ページの中段の公営住宅関係なのですが、公営住宅等整備事業で7,900万の増額補正ということですが、内訳をちょっとお聞きしたいのです。4点についてお聞きします。

西春別団地の建てかえ、基本計画実施設計という内容が一つありますので、これに幾ら。

それから駅前団地の長寿命化の基本実施設計に幾ら。

それから改修工事も同時にやるということのようですので、その改修工事に幾ら。

それから4点目は、駅前の柏団地の外構工事ということになってはいますが、これに幾らということで内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、それではまず、産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） それでは中村議員の御質問にお答えいたします。

79ページの上段の畜産競争力強化緊急整備事業でございますけれども、御存じのとおり、畜産クラスター事業については、道東あさひ農協、そして中春別農協、計根別農協、それぞれの管内でクラスターの協議会が設立されております。

国の26補正ということで、今回その申請、そして、道知事の承認に間に合います道東あさひ農協の管内として、上春別に4件、西春別地区について3件、この中には道東あさひ農協の畜産クラスター協会ということで、根室支部も入っております。

根室支部については2戸というふうになっております。

具体的にその総事業費14億4,000万円。うち、その助成額が繰越予算で出ていきますけれども6億6,600万円。補助残として7億7,400万円となります。

繰り返しになりますけれども、中春別、計根別両管内のクラスター事業についても、平成27年度の予算の中で事業化され、承認されますと6月補正等です、27年度6月補正で承認をいただくことになるかと思っています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 別海高校に対します通学費の助成でございますけれども、これまで何度か御説明をさせていただきましたが、別海高等学校普通科が学級減になりました、地元から通っていただく生徒をふやしていくためにですね、保護者の負担となっている通学費について助成をするものでございます。

内容としましては町有の路線バス、または民間の路線バスを活用して通学をされている生徒に対して、バス料金の全額を補助する内容となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） それでは中村議員のほうから、臨時福祉給付金について御質問がありましたのでお答えいたします。

この給付金なのですが、給付の対象者がですね、平成26年度の市町村民税、均等割が課税されていないものが対象というようなことですね、対象者の実数把握が大変困難な状況にありました。

それで、税務課等の調査などによりまして非課税世帯、これをまず1,400世帯ということで算出したところなのですが、それにですね、今度は65歳以上の独居世帯が557世帯ですとか、あとは65歳以上の高齢者世帯、これが220世帯あるというようなことで、これらの数字をですね、それぞれ合算したもので約4,000人の対象というふうに導き出したところなのですが、実際には対象者の実数、これを大幅にちょっと超えるような形で算出していたというような経過がございます。

それで、申請率についてなのですが、4,000人の対象に対しまして、1,036人の給付ということなので、26%ほどの率というふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 私のほうから57ページ、老人福祉費の特別養護老人ホーム・デイサービスセンター運営費補助事業の1,325万3,000円の減額の理由でございますけれども、当初運営費補助につきましては、平成27年10月をめどとしてユニット型移行を予定している法人においてですね、職員の状況等、人件費等を含めた助成費を計上しておりましたけれども、26年度の採用結果等によりましてですね、精査を行ったところ、この運営費の補助金に至らなかったとこういうことで、不用額を今回、減額しようとするものでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、管理課長。

○管理課長（小島 実君） 公営住宅建設事業費の内訳ということで、私のほうから説明したいと思います。

西春別団地建てかえ基本計画実施設計の金額でございますが、1,480万円。

それから西春別駅前団地長寿命化改修基本実施設計が760万円。

それから長寿命化の今回繰り越しの改修事業でございますが、7,928万4,000円。

それから西春別駅前柏町団地外構工事が1,900万円となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、一通り答弁いただきましたがいかがですか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 畜産競争力強化緊急整備事業補助については、今後の見通しも含めて教えていただきましたのである程度わかりましたけれど、上春、西春、根室市、それぞれ補助対象が確定しているということで、その補助内容ですね、ちょっと教えていただければというふうに思います。

それからですね、すみません。それと臨時福祉給付金の関係ですが、4,000人が対象ではないだろうかと算出したのだけれども、実数はもっと少なかったという説明だったかなというふうに思うのですが、実数はどうだったのかということは、ちょっと説明がなかったので教えていただきたいのと、その実数わかれば申請している1,036人ということだから割り返せばいいのですが、まず実数を教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず助成の内容でございますけれども、例えば牛舎施設、あとそれに関連します搾乳関連機器類など、家畜飼養施設全般についての2分の1以内とする助成の内容でございます。

中春別のクラスター、そして計根別のクラスターにつきましては、私のほうで現在知り得ている情報としては、27年度に出すという中身として、今言ったその家畜飼養管理施設、計根別について1件、中春別については4件というふうに聞いております。

以上です。

失礼しました。繰り越しの分ということですので再度説明いたします。

先ほどの件数につきましては別海町分として7戸で、上春別4件、西春別3件で、具体的にその中身については、家畜飼養管理施設について育成舎1棟、失礼しました堆肥舎1棟、フリーストール牛舎1棟、それぞれの協議会から上がっておりますけれども、具体的に取りまとめた内容を申し上げますと、道東あさひ農協の先ほどの7戸でございますが、搾乳ロボットが5件、ハーベスター1件、スプレイヤー4件、ホイルローダー、タイヤショベル45件、トラクター36件、ロールベアラー17件、コンビラップ15件、モアコン9件、ダンプ5件、マニアスプレッター10件等々となっております。

以上です。

先ほどの総事業費14億と言いましたけれども、この中に、失礼いたしました。

14億4,000万円については、道東あさひの先ほどの上春別4件と西春別3件で、補助金が6億6,881万円という中身でございます。それから……

○議長（渡邊政吉君） 次長、答弁を整理して。

○産業振興部次長（山崎 茂君） わかりました。

再度整理させていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 今の答弁、ちょっと整理しますので待ってください。

それでは先に福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） それでは中村議員の再質問にお答えいたします。

実数の把握ということでしたが、実際にこの対象となるものなのですが、前年度の課税状況によるものでありまして、税情報でもあるということで、加えて対象外としてですね、扶養者が課税されている場合ですとか、生活保護者、これらは対象外というふうになるものですから、実際のですね、実数という部分ではちょっと把握できないという状況にあります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、それでは中村議員。

○15番（中村忠士君） 実数はなかなか把握できないというお話でしたけれども、他町も恐らく同じ状況だと思うのですね。把握するということはどこの市町村においても難しいのだらうと思うけれど、非常に申請率が高い町と低い町が出てくるわけですね。

そこら辺で別海町はどちらかというと、低いほうに入るのかなというふうに思うのだけれど、そのわけですね。理由についてはどう考えるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

4,000人というこの数につきましては、あくまでも非課税世帯数といいますか、

マックスでですね、家族人数等もある程度想定した中で、マックスの数字として捉えておりました。

実際には、対象者が課税者の扶養者になっているのですとか、そういったことにつきましては実際に申請をいただいてからですね、本人から同意をいただいた上で税情報を確認させていただいて、申請後に判明するということになるものですから、実際にその方が課税者に扶養されていたかどうかというようなことまではですね、想定する段階では情報としてつかめていなかったと。

ちょっと差異が大き過ぎたのは不足が生じないようにということで、数を大きくつかんだということもございますけれども、その約4分の1の申請率がですね、他町での当初の予算計上の仕方、考え方と一致したかどうかということもございますので、一概にその数字だけでですね、他町と比べて申請率が多かったか、少なかったかということについては、申しわけございませんけれどもちょっとお答えが今はできない状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部よろしいですか。

それでは、もう一度答弁をお願いします。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 少し細かくなりますけれども、7戸の農家さんがございますので、家畜飼養管理施設、その中で育成舎、堆肥舎、ロボット等入れることで8,850万、補助事業で4,000万円。

もう1件は、同じく家畜飼養管理施設のフリーストール牛舎1棟、ミルクパーラーをダブル、バンクリーナー等々で2億1,500万円。圃場は9,258万円。

同じくフリーストール牛舎1棟、乾乳舎1棟、堆肥舎1億1,900万円。補助額は5,500万円。

同じくフリーストール牛舎1棟、1億4,400万円、補助6,700万円。

この方も同じく、畜舎1棟、ミルクパーラー等々で1億4,700万円。補助金については6,800万円。

同じくですね、畜舎1棟、搾乳ロボット2台、バルククーラー等で2億6,700万円。補助金ですけれども1億2,300万円。

最後ですが、家畜飼養管理施設畜舎1棟ということで2億9,700万円。2分の1補助ということで1億3,700万円となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

そのほか、質問ある方いらっしゃいますか。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 中村議員の言われました福祉の臨時給付金なのですけれども、せっかく国が補助しますということで、消費税が上がったのでということでした。

たくさんの方が利用できればいいなと思っていたのですが、本当にたくさんの方の金額を返すというか、入ってこないというかそういう状況になりましたので、今後、同じような事業がもしあったとすれば、周知する方法、別海広報にも載せていただいたのですけれども、周知方法とか検証をしていただければなと思いました。

それと、52ページです。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、すみません。

質疑ですか。

質疑をしてください。

○9番（瀧川榮子君） はい、質疑です。

52ページです。

プレミアム付商品券発行補助ということで5,200万円、52ページですね、ということになりました。

このところでは、買える人、買えない人が出てくるというようなこともあって、公平な購入が望まれると思うのですね。それで、低所得者の人とか生活保護の人などは、生活保護を受給して、もらったときでないと、この商品券というのは買えない状況にあるのかなと思うのですけれども、発売の日にちの工夫がされるのかどうかというようなことと、それから購入、商品券を使える場所、商店の基準ということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず、発売日でございますけれど、この商品券の関係については事業主体が商工会ということになりますので、商工会のほうと細部について、いろいろ打ち合わせはしているのですけれども、まだ最終決定ではございませんけれど、今のところ予定としまして2回発売をしようと、8月1日ごろと10月の下旬と2回発売しようと。

そして、今回の計画としましては、1回に1人3万円を限度としようと。すなわち、1回目3万円、2回目3万円ということで、これについて分けたという意味が低所得者といえますか、1回6万円という金額もちよっと高額になりますので、1回当たりの金額を皆さんが買いやすいように、3万円という形で今計画をしているところです。

それと、購入場所につきましては基本的に別海町商工会員の方です。この中で、今、前回商品券を発売したときから変わってきているのは、大企業と言われていて、ここに本社がない企業がいらっしゃいます。そして商工会に入っているという企業があります。

それらについて、今のところ6社がここに本店がなく、支店があつて商工会に入っているといった中では、対象にするという形になりました。

その中で、本社はここにはなくて、ちょっと複雑なのですけれども、コンビニの形なのですが、コンビニについては、ここにオーナーがいる人もいれば、町外にオーナーの人がいるケースがあります。

具体的に言いますと例えば中西あたりですと、セイコーマート1軒しかないのに、町外の人ですから、これを対象としないということになると中西の人が近くで使えない。

あるいは尾岱沼のコンビニについても町外の人がオーナーですから、尾岱沼でコンビニは使えない。

ただし、別海で使える、西春で使える、そういうふう市街地によって、まちまちな形になるので、今のところ商工会としては、コンビニは全て対象としたいというお話を伺っております。

購入場所について、以上のとおりです。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

このほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

それではここで、1時10分まで休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第11号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第11号平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第11号の内容説明をいたします。

それでは、お手元の別冊の平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,110万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

1款国民健康保険税、1項で2,314万1,000円の減。

2款国庫支出金、1項と2項で1,555万円の増。

3款療養給付費等交付金、1項で497万4,000円の減。

5款道支出金、1項と2項で169万5,000円の減。

6款共同事業交付金、1項で3,432万7,000円の減。

7款繰入金、1項で1億3,824万2,000円の増。

8款繰越金、1項で182万4,000円の増。

9款諸収入、3項で8,717万9,000円の減。

歳入合計で430万円を減額するものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款総務費、1項から4項で101万4,000円の減。

2 款保険給付費、1 項と 2 項で 9 5 7 万 8, 0 0 0 円の増。

7 款共同事業拠出金、1 項で 2, 7 3 2 万円の減。

8 款保健事業費、1 項と 2 項で 3 4 5 万 9, 0 0 0 円の減。

9 款諸支出金、1 項で 2, 6 5 1 万 5, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 4 3 0 万円を増額し、補正後の歳入歳出の予算額を 2 5 億 7, 1 1 0 万円とするものです。

次の事項別明細書、1 の総括については省略させていただきまして、2 の歳入から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

款項の金額を省略し、目の補正額で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 2, 3 9 1 万 8, 0 0 0 円の減。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 7 7 万 7, 0 0 0 円の増。

いずれも現時点における収納額の見込みにより推計しております。

国民健康保険税の現年課税分の収納率については、前年度と同様に 9 5 % と見込んでおります。

次に、8 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 8 5 万円の減。

3 目特定健康診査等負担金 6 0 万円の減。

2 項 1 目財政調整交付金 1, 8 0 0 万円の増。

決定通知により減額と、財政調整交付金については概算決定により増額するものでございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 4 9 7 万 4, 0 0 0 円の減。

概算決定通知により減額するものでございます。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 2 1 1 万 1, 0 0 0 円の減。

2 目特定健康診査等負担金 6 0 万円の減。

2 項 1 目財政調整交付金 1 0 1 万 6, 0 0 0 円の増。

いずれも決定通知により増減を行うものでございます。

6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 9 1 万円の減。

2 目保険財政共同安定化事業交付金 3, 3 4 1 万 7, 0 0 0 円の減。

いずれも国保連合会からの交付決定通知に基づき減額するものでございます。

1 0 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 3, 8 2 4 万 2, 0 0 0 円の増。

これにつきましては、各種繰入金の精査によるそれぞれの繰入増減と、この補正予算で見込まれる財源不足分を、その他一般会計繰入金に計上しております。

現時点での財源不足として、1 億 3, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円を赤字解消分一般会計繰入金として予算を計上しております。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金 1 8 2 万 4, 0 0 0 円の増。

前年度繰越金の確定による増額でございます。

次に、1 1 ページです。

9 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 3 4 万 1, 0 0 0 円の増。

3 目一般被保険者返納金 3 0 5 万 1, 0 0 0 円の増。

5目雑入6万3,000円の増。

いずれも金額の決定通知に基づき増額を行うものでございます。

ゼロ目歳入欠かん補填収入9,063万4,000円の減は、本目廃目で、今回の歳入歳出補正の精査において見込まれた不足財源を、一般会計からの繰り入れとして減額し、廃目とするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

3の歳出です。

同じく、目の補正額の欄で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費27万9,000円の減。

2項1目賦課徴収費10万9,000円の減。

2目納税奨励費17万1,000円の減。

いずれも執行残の精査により減額するものでございます。

3項以下、14ページになります。1目運営協議会費40万円の減。

4項1目趣旨普及費5万5,000円の減。

いずれも執行残の精査により減額となっております。

15ページになります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費665万8,000円の増。

2項1目一般被保険者高額療養費146万円の増。

2目退職被保険者等高額療養費146万円の増。

これらにつきましては、いずれも本年度の確定値と残りの月の推計値により試算を行い、増額を行うものでございます。

16ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金1,328万4,000円の減。

2目保険財政共同安定化事業拠出金1,403万6,000円の減。

いずれも国保連合会からの拠出金確定通知により減額するものです。

17ページです。

8款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費4万1,000円の減。

2項1目特定健康診査等事業費341万8,000円の減。

いずれも執行残の精査による減額です。

次に、18ページです。

9款諸支出金、1項3目償還金2,651万5,000円の増。

これにつきましては、既に本町へ交付済みの平成25年度療養給付費等負担金などについて過大受領があったことから、返還金として増額するものです。

次に、19ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職。

これは、別海町国民健康保険運営協議会委員の方が該当するものでございます。

下段の比較の欄で申し上げます。

職員数は、補正前と変更ございません。

給与費の報酬で21万5,000円の減。

共済費はありませんので、合計でも21万5,000円の減額でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第11号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第12号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第12号平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第12号の内容説明をさせていただきます。

別冊の平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,370万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

補正額の欄で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項で42万6,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項で436万4,000円の減。

3款国庫支出金、1項で765万2,000円の減。

4款繰入金、1項で25万4,000円の減。

6 款諸収入、1 項とゼロ項で 3 9 0 万 4, 0 0 0 円の減。

7 款町債、1 項で 1, 0 0 0 万円の減。

歳入合計で 2, 6 6 0 万円を減額し、歳入予算の総額を 6 億 4, 3 7 0 万円とするもので

す。
次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項で 1 7 万 7, 0 0 0 円の減。

2 款下水道施設費、1 項で 2 4 1 万 8, 0 0 0 円の減。

3 款集落排水施設費、1 項と 2 項で 2, 3 8 3 万 5, 0 0 0 円の減。

4 款公債費、1 項で 1 7 万円の減。

歳出合計で 2, 6 6 0 万円を減額し、歳出予算の総額を 6 億 4, 3 7 0 万円とするもので

す。
続きまして、5 ページです。

第 2 表、債務負担行為補正の廃止です。

平成 2 6 年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担。

平成 2 6 年度融資分の 2 項目について借入れ希望がなかったことによる廃止です。

6 ページをお開きください。

第 3 表、地方債補正の変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。

限度額 4, 2 4 0 万円を 1 6 0 万円減額し、4, 0 8 0 万円とするものです。

次に、漁業集落排水事業。

限度額 3, 7 8 0 万円を 8 4 0 万円減額し、2, 9 4 0 万円とするものです。

合計で限度額 8, 0 2 0 万円を 1, 0 0 0 万円減額し、7, 0 2 0 万円とするものです。

いずれも利率、償還の方法等に変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1 の総括は省略させていただき、歳入から御説明いたします。

9 ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業分担金 4 2 万 6, 0 0 0 円の減は、決算見込みによる減額です。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料 4 3 6 万 4, 0 0 0 円の減につきましても、決算見込みによる減額です。

1 0 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道施設費補助金 7 9 万 7, 0 0 0 円の増は、事業費確定によりまして減額となりましたが、北方領土隣接地域振興事業嵩上補助金による上積みがあったために増額です。

2 目集落排水施設費補助金 8 4 4 万 9, 0 0 0 円の減は、事業費の確定による減額です。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金 2 5 万 4, 0 0 0 円の減は、精査によるものです。

1 1 ページへ続きます。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 3 2 0 万 4, 0 0 0 円の減は、施設移転補償費の確定による減額です。

ゼロ項ゼロ目貸付金収入 7 0 万円の減は、借り入れ希望者がなかったことによる減額です。科目は廃項です。

7 款町債、1 項 1 目下水道施設債 1 6 0 万円の減。

2 目集落排水施設債 8 4 0 万円の減は、いずれも町債確定による減額です。

1 3 ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 5 2 万 3, 0 0 0 円の増は、消費税納付額の確定及び委託料に不足が予測されるための増額です。

ゼロ目水洗化普及費 7 0 万円の減は、借り入れ希望者がなかったことによる減額です。本目は廃目です。

1 4 ページをお開きください。

2 款下水道施設費、1 項 1 目処理場費 7 0 万円の増は、水質検査機器の修理不能な故障によりまして不足が生じるための増額です。

3 目施設整備費 3 1 1 万 8, 0 0 0 円の減は、事業費確定による執行残が主なものです。

1 5 ページに続きます。

3 款集落排水施設費、1 項 3 目施設整備費 3 6 6 万 2, 0 0 0 円の減は、施設移転工事の執行残による減額です。

2 項 3 目施設整備費 2, 0 1 7 万 3, 0 0 0 円の減は、事業費確定により執行残が出るための減額です。

4 款公債費、1 項 2 目利子 1 7 万円の減は、額の確定による減額です。

以上で、議案第 1 2 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 3 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 1 議案第 1 3 号平成 2 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（阿部美幸君） 議案第13号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,790万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

1款介護サービス費、1項で156万4,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項、2項で236万1,000円の増。

4款繰入金、1項で725万円の減。

6款諸収入、1項で55万3,000円の増。

歳入合計で590万円を減額し、4億8,790万円とするものです。

次に歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で590万円の減。

歳出合計で590万円を減額し、4億8,790万円とするものです。

次の、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括については説明を省略いたしまして、5ページの歳入から説明いたします。

款項の金額は説明を省略いたしまして、目の金額で御説明いたします。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費311万円の減は、老人保健施設の入所者数の減少によるものです。

2目居宅介護サービス費154万6,000円の増は、老人保健施設短期入所者数の増と訪問看護利用者の1人当たりの平均単価の増によるものです。

次に、6ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料136万円の増は、老人保健施設入所者の1人当たりの平均単価の増によるものです。

2目居宅介護サービス使用料44万円の増は、老人保健施設短期入所者数の増が主な要因です。

2項1目居宅サービス手数料56万1,000円の増は、訪問看護利用者の1人当たりの平均単価の増によるものです。

次に、7ページです。

4款繰入金、1項1目繰入金725万円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

6款諸収入、1項1目雑入55万3,000円の増は、老人保健施設及び訪問看護ステーションの公有自動車損害共済金が主なものです。

次に、歳出です。

9ページをお開きください。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費551万円の減は、入所利用者の減による医薬材料費及び給食業務委託料の減のほか、施設の運営経費の執行残及び今後の支出見込みの精査などによる減額補正です。

次に、10ページです。

2目訪問看護費39万円の減は、訪問看護のリース車両導入の事業確定による減額と執行残及び今後の支出見込みの精査などによる減額補正です。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第14号平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,870万円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

1 款保険料、1 項で 2 3 0 万 9, 0 0 0 円の増。

3 款国庫支出金、1 項で 4 5 4 万 6, 0 0 0 円の減。

4 款支払基金交付金、1 項で 1, 4 2 4 万 8, 0 0 0 円の減。

5 款道支出金、1 項で 8 4 5 万 8, 0 0 0 円の減。

7 款繰入金、1 項と 2 項で 2 4 万 3, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 2, 4 7 0 万円を減額し、補正後の予算額を 9 億 2, 8 7 0 万円とするもので

す。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項と 3 項で 1 2 2 万 1, 0 0 0 円の減。

2 款保険給付費、1 項で 1, 9 8 0 万円の減。

3 款地域支援事業費、1 項で 3 6 7 万 9, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 2, 4 7 0 万円を減額し、補正後の予算額を 9 億 2, 8 7 0 万円とするもので

す。

次の歳入歳出事項別明細書ですが、1、総括につきましては説明を省略し、2 の歳入から説明いたします。

7 ページをお開きください。

2、歳入。款項の金額につきましては省略しまして、目の金額で説明いたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 2 3 0 万 9, 0 0 0 円の増。

保険料収納額の増額によるものです。

8 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 4 5 4 万 6, 0 0 0 円の減。

次に、9 ページ。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 1, 4 2 4 万 8, 0 0 0 円の減。

次に、1 0 ページに続きまして、5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 8 4 5 万 8, 0 0 0 円の減。

次に、1 1 ページ。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2 2 3 万 1, 0 0 0 円の減につきましては、いずれも保険給付費の減によるものです。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 2 4 7 万 4, 0 0 0 円の増、歳入の不足する分を基金から繰り入れし、歳入歳出予算の総額を調整するものです。

次に、1 3 ページをお開きください。

3 の歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 万 3, 0 0 0 円の減。

こちらは介護報酬の改定に伴うシステム改修費として 4 8 万 6, 0 0 0 円の増額、及びその他は執行残の精査によるものです。

1 3 ページ下段の 2 目地域支援事業事務費 5, 0 0 0 円の減。

1 4 ページ。

3 項 1 目介護認定審査会費 1 6 万 9, 0 0 0 円の減。

2 目認定調査費 1 0 3 万 4, 0 0 0 円の減につきましては、いずれも支出見込み精査によるものです。

次に、1 5 ページになります。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費 1,960 万円の減。
介護サービス給付費の給付実績をもとに今後の支出見込みを推計し、減額とするもので
す。

次に、4 目高額介護サービス等費 20 万円の減。

本年度の給付実績により、こちらのほうも今後の支出見込みを推計し、減額をするもの
です。

16 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防事業費 18 万 8,000 円の減。

2 目包括的支援事業費 349 万 1,000 円の減については、いずれも本年度の給付実
績により、今後の支出する見込みを推計し、減額とするものです。

19 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職。

こちらにつきましては、介護認定審査会委員と介護保険事業計画等策定委員会委員にか
かわるものです。

比較の計の欄で説明いたします。

職員数については変更がありません。

給与費報酬 18 万円の減。

共済費等ございませんので、合計で 18 万円の減となります。

以上で、議案第 14 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 14 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行
います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 15 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 13 議案第 15 号平成 26 年度別海町後期高齢者
医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第 15 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 26 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお開き願
います。

平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,340万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で144万3,000円の増。

2 款広域連合支出金、1 項で7万6,000円の増。

3 款繰入金、1 項で673万8,000円の減。

4 款繰越金、1 項で1万9,000円の増。

歳入合計で520万円を減額するものでございます。

次に、下段の歳出です。

1 款総務費、1 項と2 項で36万2,000円の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で483万8,000円の減。

歳出合計で520万円を減額し、補正後の歳入歳出の予算額を1億4,340万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括については省略をさせていただきます、2の歳入から御説明いたします。

7ページをお開き願います。

款項の金額につきましては省略し、目の補正額で御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項1 目特別徴収保険料230万3,000円の増。

現年度分特別徴収保険料の収納見込みによるものでございます。

2 目普通徴収保険料86万円の減。

現年度分及び滞納繰越分普通徴収保険料の収納見込みにより減額するものでございます。

2 款広域連合支出金、1 項1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金7万6,000円の増。

本款新設で、これにつきましては市町村が実施する制度周知等の広報事業に対する交付金でございます。

次に、8ページです。

3 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金673万8,000円の減。

これは、歳出の広域連合事務費負担金、保険基盤安定負担金等の確定による減額でございます。

4 款繰越金、1 項1 目繰越金1万9,000円の増。

これにつきましては、前年度繰越金の確定による増額でございます。

以上で歳入を終わり、9ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 1 万 1, 0 0 0 円の減。

2 項 1 目徴収費 1 5 万 1, 0 0 0 円の減。

いずれも執行残の精査による減額でございます。

次に、1 0 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 8 3 万 8, 0 0 0 円の減。

これは、北海道後期高齢者医療広域連合に納付する負担金の額が、それぞれ確定したことにより減額を行うものでございます。

以上で議案第 1 5 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 1 6 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 1 4 議案第 1 6 号平成 2 6 年度町立別海病院事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 議案第 1 6 号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 2 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、総則。

平成 2 6 年度町立別海病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

予算第 2 条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2 項年間患者数。

1 号入院、2, 5 5 5 人減で 2 万 1, 1 7 0 人とし、2 号外来、8 6 8 人減で 7 万 4, 0 1 0 人とするものです。

3 項 1 日平均患者数。

1 号入院、7 人減で 5 8 人とし、2 号外来、3 人減で 3 0 4 人とするものです。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項医業収益1億2,878万4,000円減で、11億6,811万3,000円。

2項医業外収益2億8,424万8,000円減で、9億5,371万9,000円とし、1款合計で21億2,184万2,000円とするものです。

次に、支出の1款病院事業費用、1項医業費用5億7,807万2,000円減で、20億7,830万2,000円とし、3項特別損失89万1,000円減で、5,508万円とするものです。

1款合計で21億8,418万円とするものです。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,403万4,000円は過年度分損益勘定留保資金5,403万4,000円で補てんするものとする。）。

収入の1款資本的収入、2項出資金174万3,000円減で、6,092万9,000円とし、1款合計で1億1,602万9,000円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出、1項建設改良費357万2,000円減で、6,184万4,000円とし、1款合計で1億7,006万3,000円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号職員給与費、1億2,616万3,000円減で、12億6,587万6,000円。

2号交際費、67万円減で、83万円とするものです。

第6条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

2号病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,109万5,000円。

3号病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,445万9,000円。

4号児童手当に要する経費、345万5,000円。

5号院内保育所に要する経費、1,741万2,000円。

6号医師の派遣をうけることに要する経費、2,889万4,000円。

続きまして、補正予算に関する説明書ですが、最初に14ページをお開き願います。

平成26年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書です。

先ほど、款項で御説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

収入です。

1款病院事業収益、1項1目入院収益1億285万7,000円減は、入院単価及び1日平均患者数の減が見込まれるものです。

2目外来収益501万3,000円減は、1日平均患者数が減となっていることから、収入減が見込まれるためです。

3目その他医業収益2,091万4,000円減は、室料差額分や検診で増額が見込まれましたが、分娩料などが当初の見込みより下がったことにより減となります。

2項2目他会計補助金843万7,000円減は、実績による補助金の減となるもので

す。

4目負担金交付金1,018万円増は、実績による交付金の増となるものです。

6目長期前受金戻入ですが、2億8,900万9,000円減は、当初算定基準の違いにより減となるものです。

7目その他医業外収益301万8,000円増は、寝具使用料など増となったことによるものです。

続きまして、15ページになります。

支出です。

1款病院事業費用、1項1目給与費1億2,616万3,000円減は、18ページ上段までとなりますが、支出見込み額精査によるものです。

18ページをお開き願います。

3目経費1,746万5,000円減は、支出見込み額精査によるものです。

4目減価償却費4億3,507万4,000円減は、額の確定によるものです。

3項2目その他特別損失89万1,000円減は、職員賞与の支出実績による減となるものです。

19ページにお進みください。

資本的収入及び支出です。

収入。

1款資本的収入、2項1目他会計出資金174万3,000円減は、起債対象事業費が減となったことにより、一般会計出資金の減額となったものです。

支出。

1款資本的支出、1項1目資産購入費357万2,000円減は、器具及び備品購入費が事業の確定により減となるものです。

次に、説明書の初めに戻りまして3ページの補正予算実施計画、収益的収入及び支出と、4ページの資本的収入及び支出は省略させていただき、5ページをお開き願います。

平成26年度補正予算、町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

右側下段の部分で御説明いたします。

資本増加額2,523万5,000円減。

当初の資本期首残高が1億7,788万4,000円であったため、資金の期末残高が1億5,264万9,000円となるものです。

この金額が12ページの予定貸借対照表、12ページです。

そちらのほうの2の流動資産、現金預金の額と同じ金額である1億5,264万9,000円となります。

なお、6ページから10ページの給与費明細書、11ページの予定損益計算書、12ページの予定貸借対照表の説明は省略させていただきます。

以上で、町立別海病院事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第16号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ベッドの稼働率を教えてくださいたいのと、内科、外科とか科に

よって、延べでいいですけども、どれくらいの方が入院されているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの質問につきましては、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、この後すぐ調べまして回答したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、ちょっと今資料をお持ちじゃないと、そういうことでよろしいですか。

はい、それではこの後にお答えいただきます。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの瀧川議員の質問で、お答えを願いたいと思います。

病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 先ほど瀧川議員から質問がありました件について、お答えしたいと思います。

どの時点での答えかということになりますけれども、まだ3月でありますので、26年度につきましては、まだ集計できておりませんので、今回補正議案という形で出しましたので、補正議案を算出に当たりまして、12月時点での計算をしておりますので、そのお答えをしたいと思います。

12月末現在で、1日平均入院患者数は58名です。

病床数が84床ありますので、病床利用率、稼働率は69%です。

またその後、内科、外科等ありましたので、入院は総体では1万5,340人で、そのうち、内科が1万1,399、外科が2,518です。

なお、外来の総体につきましては5万9,611、内科につきましては1万9,387、外科については6,526、その他合わせまして先ほどの合計となります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第17号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第17号平成26年度別海町水道事業会

計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 別冊の平成26年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

平成26年度別海町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。

1款水道事業収益は、1項営業収益で1,319万7,000円を減額。

2項営業外収益で31万4,000円を増額し、9億9,638万6,000円とするものです。

次に、支出です。

1款水道事業費用は、1項営業費用で3,001万6,000円を減額。

2項営業外費用で578万4,000円を増額。

3項特別損失で6,000円を減額し、7億6,908万8,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,900万4,000円は、減債積立金1億3,725万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,072万9,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,102万2,000円で補てんするものとする。）

収入です。

1款資本的収入は、1項工事負担金で532万9,000円を減額し、757万1,000円とするものです。

次に、支出です。

1款資本的支出は、1項建設改良費で5,893万8,000円を減額し、4億3,657万5,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費を6,000円減額して、6,567万3,000円に。

2号交際費を5万円減額して、ゼロ円にそれぞれ改めるものです。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額「2,192万9,000円」を「1,437万円」に改める。

3ページ、4ページの平成26年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の欄で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入です。

1 款水道事業収益、1 項1 目給水収益5 3 9 万4, 0 0 0 円の減は、決算見込みによる減額です。

2 目受託工事収益7 9 8 万2, 0 0 0 円の減は、道路工事などに伴う水道施設移転補償費が確定したための減額です。

3 目その他の営業収益1 7 万9, 0 0 0 円の増は、決算見込みによる増額です。

2 項1 目受取利息及び配当金2 4 万3, 0 0 0 円の増。

2 目負担金3 9 4 万8, 0 0 0 円の増。

3 目長期前受金戻入3 8 9 万6, 0 0 0 円の減。

4 目雑収益1 万9, 0 0 0 円の増は、いずれも決算見込みによる増減です。

1 0 ページをお開きください。

支出です。

1 款水道事業費用、1 項1 目原水及び浄水費2 9 9 万3, 0 0 0 円の減。

2 目配水及び給水費3 1 万4, 0 0 0 円の減は、いずれも執行残が主なものです。

3 目受託工事費1, 4 8 5 万9, 0 0 0 円の減は、水道施設移転工事の執行残です。

4 目総係費4 8 6 万9, 0 0 0 円の減は、臨時職員が1 名減になったこと、及び工事の執行残が主なものです。

5 目減価償却費6 3 3 万5, 0 0 0 円の減。

6 目資産減耗費6 4 万6, 0 0 0 円の減は、いずれも精査によるものです。

2 項3 目消費税及び地方消費税5 7 8 万4, 0 0 0 円の増は、納付額確定による増額です。

3 項1 目特別損失6, 0 0 0 円の減は、職員へ支給する期末勤勉手当等の額の確定による減額です。

1 1 ページに続きます。

資本的収入及び支出の収入です。

1 款資本的収入、1 項1 目工事負担金5 3 2 万9, 0 0 0 円の減は、水道施設移転補償費の確定による減額です。

次に、支出です。

1 款資本的支出、1 項1 目事務費4 5 万4, 0 0 0 円の減は、執行残によるものです。

2 目施設費5, 1 3 0 万1, 0 0 0 円の減は、水道施設が支障となる道路工事の実施が見送られたための執行残が主なものとなります。

3 目量水器設置費7 1 8 万3, 0 0 0 円の減につきましても、執行残が主なものです。

大変申しわけございませんが、5 ページまでお戻りください。

平成2 6 年度別海町水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書です。

これは現金の流れを示した表になります。

下から3 行目をごらんください。

資金減少額の見込みです。

1, 6 9 7 万4, 0 0 0 円の減額となり、資金期末残高で2 9 億5, 0 6 1 万2, 0 0 0 円となる予定です。

資金減少の要因といたしましては、国営事業との共同事業が開始されたことが主なものとなっております。

次に、6 ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から3行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。2億656万9,000円となる予定です。

7ページの平成26年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。以上で、議案第17号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第17号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第1号から日程第23 議案第8号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第16 議案第1号平成27年度別海町一般会計予算、日程第17 議案第2号平成27年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第18 議案第3号平成27年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第19 議案第4号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第20 議案第5号平成27年度別海町介護保険特別会計予算、日程第21 議案第6号平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22 議案第7号平成27年度別海町立別海病院事業会計予算、日程第23 議案第8号平成27年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いいたします。

それでは、議案第1号平成27年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは議案第1号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町一般会計予算書をごらんください。

本予算につきましては、本年、統一地方選挙にあわせ、町長及び町議会議員の改選期を迎えることから政策的な費用を抑えた、いわゆる骨格予算となっております。

それでは1ページをお開きください。

平成27年度別海町一般会計予算。

平成27年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154億9,800万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

次、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず歳入です。

1款町税、1項から5項で21億6,608万1,000円。

2款地方譲与税、1項と2項で3億4,900万円。

3款利子割交付金、1項で500万円。

4款配当割交付金、1項で400万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で700万円。

6款地方消費税交付金、1項で2億3,200万円。

7款自動車取得税交付金、1項で4,000万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,666万2,000円。

9款地方特例交付金、1項で400万円。

3ページに入りまして、10款地方交付税、1項で65億6,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項で387万6,000円。

12款分担金及び負担金、1項と2項で3億2,232万6,000円。

13款使用料及び手数料、1項から3項で2億9,344万8,000円。

14款国庫支出金、1項から3項で14億3,039万5,000円。

15款道支出金、1項から3項で7億5,472万5,000円。

16款財産収入、1項と2項で6,199万5,000円。

17款寄附金、1項で10万円。

次に、4ページです。

18款繰入金、1項で8億8,551万3,000円。

19款繰越金、1項で1,000万円。

20款諸収入、1項から5項で7億3,617万9,000円。

21款町債、1項で15億9,570万円。

歳入合計で154億9,800万円とするものです。

次に、5ページの歳出です。

1款議会費、1項で9,707万3,000円。

2款総務費、1項から6項で11億3,801万3,000円。

3款民生費、1項と2項で23億3,373万4,000円。

4款衛生費、1項と2項で15億9,635万8,000円。

5款労働費、1項で81万4,000円。

6款農林水産業費、1項から4項で17億9,438万2,000円。

7款商工費、1項で2億2,776万7,000円。

次に、6ページです。

8款土木費、1項から5項で17億4,104万6,000円。

9款消防費、1項で5億9,484万9,000円。

10款教育費、1項から6項で19億5,546万7,000円。

11款災害復旧費、1項と2項で18万6,000円。

12款公債費、1項で17億9,445万8,000円。

13款給与費、1項で21億9,385万3,000円。

14款予備費、1項で3,000万円。

歳出合計で154億9,800万円とするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

事項で上西春別中学校防音事業。

期間は平成28年度、限度額6億5,095万1,000円。

次に、第3表地方債です。

起債の目的ですが、一番最初の消防団拠点施設整備事業から、9ページ下から3段目の特定間伐等促進対策事業までの35事業と、最後の臨時財政対策債を合わせました限度額の合計は15億9,570万円となります。

なお、起債の方法は、普通貸借または証券発行。

利率は3.0%以内。

償還の方法については、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます、247ページ、給与費明細書について説明をさせていただきます。

247ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、比較の欄で説明いたします。

比較の欄の長等では、期末手当で0.15月分、23万7,000円の増。

共済費で60万6,000円の増。

合計で84万3,000円の増となります。

議員では1名減で、報酬で204万円の増、期末手当で0.15月分、139万4,000円の増。

共済費で422万5,000円の増。

合計で765万9,000円の増でございます。

その他の特別職では、261人の増、これにつきましては知事及び道議会議員選挙並びに町長及び町議会議員選挙に伴う、投票管理者等の増加によるものが主な要因でございます。

報酬で452万1,000円の増。

給与費の計と合計欄ともに、452万1,000円の増となります。

計の欄ですが、260人の増で報酬が656万1,000円の増。

期末手当で163万1,000円の増。

給与費の計で819万2,000円の増。

共済費で483万1,000円の増。

合計では1,302万3,000円の増となるものです。

次に、248ページです。

2の一般職です。

1の総括、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数に増減はありませんが、括弧内に再任用の短時間勤務職員の人数を外数で記載しております。

1人の減となっております。

給料は400万円の減。

職員手当で2,635万円の増。

給与費の計では2,235万円の増。

共済費は490万円の増。

合計で2,725万円の増となるものです。

次の職員手当の内訳、それから、249ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細及び250ページ以降の給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、254ページをお開きください。

254ページからは、債務負担行為で翌年度にわたるものについての支出予定額等に関する調書です。

1件ごとの説明は省略をさせていただきます。

まず、事項の1件目の北海道市町村職員共済組合投資住宅賃借料、平成14年度議決分から、267ページをお開きください。

267ページの下段に、公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町総合スポーツセンターまで、全部で93件となります。

267ページの一番下の合計欄ですが、債務負担行為限度額で78億2,853万9,000円。

前年度、平成26年度末までの支出見込額は17億4,272万4,000円。

次に、当該年度、平成27年度以降の支出予定額につきましては47億3,818万5,000円。

その上の上段括弧内は、平成27年度の支出予定額で9億3,478万1,000円となっております。

また、当該年度以降の支出予定額の財源の状況につきましては、左の財源内訳の欄に記載しているとおりでございます。

次に、268ページです。

最後になりますが、地方債の見込みに関する調書です。

こちらも区分ごとの説明は省略をさせていただきます。

区分1の公共事業等債から、14の都道府県貸付金までの合計で申し上げます。

平成25年度末現在高は154億1,898万2,000円。

平成26年度末現在高見込み額では152億7,368万3,000円で、平成27年度

中増減見込み額の平成27年度中起債見込み額は15億9,570万円です。

元金の償還見込み額につきましては16億446万2,000円で、平成27年度末現在高見込み額は152億6,492万1,000円となるものです。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第2号平成27年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第5号平成27年度別海町介護保険特別会計予算、議案第6号平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） それでは、議案第2号及び議案第4号から第6号までの4件について、続けて説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号平成27年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊の予算書をごらん願います。

本予算は、例年どおり課税所得や歳入歳出にかかわる一部制度が確定していないことから、6月定例会を予定して補正を行うことを前提に編成をしておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

平成27年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算で、まず歳入です。

款の金額で御説明します。

1款国民健康保険税、1項で9億8,356万1,000円。

2款国庫支出金、1項と2項で6億2,544万3,000円。

3款療養給付費等交付金、1項で4,748万3,000円。

4款前期高齢者交付金、1項で1億871万3,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億9,610万円。

6款共同事業交付金、1項で8億4,741万7,000円。

7款繰入金、1項で1億1,067万9,000円。

8款繰越金、1項で1万円。

9款諸収入、1項から3項で5,059万4,000円。

歳入合計で29億7,000万円とするものです。

次に3ページ、歳出です。

1款総務費、1項から4項で2,075万3,000円。

2款保険給付費、1項から5項で14億9,599万円。

3款後期高齢者支援金等、1項で4億365万1,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項で31万7,000円。

5款老人保健拠出金、1項で1万4,000円。

6款介護納付金、1項で1億8,709万4,000円。

7款共同事業拠出金、1項で7億9,839万3,000円。

8款保健事業費、1項と2項で1,891万円。

4ページに進みます。

9款諸支出金、1項で4,387万8,000円。

10款予備費、1項で100万円。

歳出合計で29億7,000万円とするものです。

次の5ページから24ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます、25ページをお開き願います。

25ページは給与費明細書です。

1の特別職で、対象は国民健康保険運営協議会委員の方となります。

表の下の比較の欄で説明いたします。

職員数は7名で増減はありません。

給与費は、報酬のみ5万6,000円の減額で、計の欄も同じく5万6,000円、また合計も同じく5万6,000円の減となります。

以上で、議案第2号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容を説明申し上げます。

本会計は、今年度26年度から老人保健施設と訪問看護ステーションの2事業の予算を計上しております。

では、別冊予算書の1ページをごらんください。

平成27年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算で、まず歳入からです。

1款介護サービス費、1項で1億3,895万円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で3,229万8,000円。

3款財産収入、1項で97万6,000円。

4款繰入金、1項で3億1,880万円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項で96万6,000円。

歳入合計で4億9,200万円とするものです。

次に3ページで、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で1億2,518万7,000円。

2款公債費、1項で5,843万8,000円。

3款給与費、1項で3億537万5,000円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で4億9,200万円とするものです。

こちら18ページまでの歳入歳出予算事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

給与費明細書の説明をいたしますので、19ページをお開き願います。

給与費明細書、1、一般職、(1)で総括です。

1番下の段の比較の欄で御説明します。

職員数は会計間異動で1名の増。

上段括弧内は、再任用短時間勤務職員で1名の減です。

給与費は、給料が483万8,000円の増。

職員手当で631万8,000円の増。

給与費計で1,115万6,000円の増です。

次の共済費は376万7,000円の増。

合計で1,492万3,000円の増となるものです。

増額の主な理由は、職員数の増及び制度改正による勤勉手当支給率の増などによるものです。

下の表、職員手当の内訳と20ページから24ページまでの明細等は、説明を省略いたします。

25ページをお開き願います。

25ページは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

区分は病院事業で、平成25年度末現在高は6億7,471万3,000円。

平成26年度末現在高見込額は6億3,006万1,000円。

平成27年度中増減見込みでは、平成27年度中の起債見込みはなく、平成27年度中の元金償還見込額を4,558万5,000円と予定しており、平成27年度末現在高見込額が5億8,447万6,000円となるものです。

なお、事業の内容は老人保健施設、訪問看護ステーション、医師及び医療技術職員住宅等の建設にかかわるものとなっております。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

次に、議案第5号平成27年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で2億3,890万2,000円。

2款分担金及び負担金、1項で51万1,000円。

3款国庫支出金、1項と2項で2億5,232万5,000円。

4款支払基金交付金、1項で3億287万6,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億6,026万9,000円。

6款財産収入、1項で2万1,000円。

7款繰入金、1項で1億5,100万2,000円。

8款繰越金、1項で1万円。

9款諸収入、1項と2項で108万4,000円。

歳入合計で11億700万円とするものです。

4ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費、1項から3項で1,765万5,000円。

2款保険給付費、1項で10億3,760万円。

3款地域支援事業費、1項で2,362万2,000円。

4款基金積立金、1項で2,472万3,000円。

5款諸支出金、1項で40万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で11億700万円とするものでございます。

次に、22ページまで省略をさせていただき、23ページをお開き願います。

23ページ、給与費明細書です。

1、特別職ですが、こちらは介護認定審査会の委員4名と、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員10名にかかわる報酬となっております。

表の一番下、比較の欄で御説明いたします。

特別職の人数が14名で増減はありません。

給与費の報酬で14万6,000円の減。

第6期の計画策定が終了することによる策定委員会開催回数の減によるものです。

給与費計、合計欄ともに同額で14万6,000円の減となります。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

次に、議案第6号平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容の御説明をいたします。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,780万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で9,762万4,000円。

2 款繰入金、1 項で4,995万5,000円。

3 款繰越金、1 項で1,000円。

4 款諸収入、1 項と2 項で22万円。

歳入合計で1億4,780万円とするものでございます。

次に、4 ページで歳出です。

1 款総務費、1 項と2 項で127万7,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で1億4,331万3,000円。

3 款諸支出金、1 項で21万円。

4 款予備費、1 項で300万円。

歳出合計で1億4,780万円とするものでございます。

次ページ以降は、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第3号平成27年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第8号平成27年度別海町水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。
建設水道部長。

○建設水道部長（小西健夫君） 議案第3号平成27年度別海町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊の下水道事業特別会計予算書1ページをお開きください。

平成27年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,270万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、継続費。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第3条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

3 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

項の金額を省略し、款の金額で申し上げます。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項で140万4,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で1億5,142万4,000円。

3 款国庫支出金、1 項で9,890万円。

4 款繰入金、1 項で3億2,126万2,000円。

5 款繰越金、1 項で1万円。

6 款諸収入、1 項と 2 項で 4 2 0 万円。

7 款町債、1 項で 9, 5 5 0 万円。

歳入合計で 6 億 7, 2 7 0 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項で 1, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円。

2 款下水道施設費、1 項で 1 億 5, 7 2 1 万 1, 0 0 0 円。

3 款集落排水施設費、1 項と 2 項で 2 億 4 0 4 万 3, 0 0 0 円。

4 款公債費、1 項で 2 億 7, 7 4 3 万 7, 0 0 0 円。

5 款給与費、1 項で 1, 9 4 6 万 3, 0 0 0 円。

6 款予備費、1 項で 3 0 0 万円。

歳出合計で 6 億 7, 2 7 0 万円とするものです。

5 ページです。

第 2 表、継続費。

1 款下水道施設費、1 項下水道施設費。

事業名、特定環境保全公共下水道事業。

総額 1 億 2 0 0 万円。

年割額は、平成 2 7 年度 3, 0 0 0 万円、平成 2 8 年度 7, 2 0 0 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

第 3 表、債務負担行為です。

事項、平成 2 7 年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。

これは貸し付けた資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。

期間は平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までで、限度額は、別海町水洗便所改造資金融資条例により金融機関は水洗便所改造等のため、2 1 0 万円を限度として融資した額に対する損失を全額補償するものです。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担。

これは平成 2 7 年度融資分に対する利子補給です。

期間は平成 2 8 年度から平成 3 2 年度まで、限度額は 1 万円です。

7 ページです。

第 4 表、地方債です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額は 2, 8 1 0 万円。

農業集落排水事業、限度額は 2 0 0 万円。

漁業集落排水事業、限度額は 6, 5 4 0 万円。

合計限度額 9, 5 5 0 万円。

起債の方法及び償還の方法は、記載のとおりですので省略させていただきます。

次の歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出については、説明を省略します。

2 1 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、一般職、(1) 総括。

区分欄の下段の比較で申し上げます。

職員数に増減はございません。

給与費、給料 38 万 3,000 円の増。

職員手当 7 万円の増。

給与費計で 45 万 3,000 円の増。

共済費 21 万円の増。

合計で、本年度 66 万 3,000 円増の 1,946 万 3,000 円の予定です。

次の職員手当の内訳、給料及び職員手当の増減額の明細等の説明は省略します。

24 ページをお開きください。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

合計で申し上げます。

事業名、特定環境保全公共下水道事業。

全体計画事業費 1 億 200 万円のうち、平成 27 年度支出予定額 3,000 万円。

平成 28 年度以降支出予定額 7,200 万円。

継続費の総額に対する進捗率 29.4%の予定です。

25 ページです。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

下水道事業一般分と臨時財政特例債の合計で申し上げます。

平成 25 年度末現在高 19 億 2,779 万円。

平成 26 年度末現在高見込額 17 億 5,870 万 6,000 円。

平成 27 年度中増減見込みで、平成 27 年度中起債見込額 9,550 万円。

平成 27 年度中元金償還見込額 2 億 3,302 万 7,000 円。

平成 27 年度末現在高見込額 16 億 2,117 万 9,000 円の予定です。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

引き続き、議案第 8 号平成 27 年度別海町水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の別海町水道事業会計予算書になります。

それでは予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条、総則。

平成 27 年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1、給水件数、7,138 件。

2、年間総給水量、513 万 955 立方メートル。

3、1 日平均給水量、1 万 4,019 立方メートル。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款水道事業収益、第 1 項と第 2 項合わせて 10 億 1,838 万円。

支出、第 1 款水道事業費用、第 1 項から第 3 項まで合わせて、7 億 5,747 万 2,000 円。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億9,731万9,000円は、減債積立金1億4,063万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,976万円、過年度分損益勘定留保資金5億1,692万6,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入、第1項で4,458万円。

支出、第1款資本的支出、第1項から第3項合わせて、7億4,189万9,000円。
2ページをお開きください。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、6,325万8,000円。

2、交際費、5万円。

第7条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、4,020万1,000円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のための項間の流用出来るものとする。

3ページ、4ページの予算実施計画の説明は省略いたします。

5ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書(間接法)です。

この決算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は、業務活動、投資活動、財務活動の3区分ごとの合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュフロー、差し引き合計額で3億8,582万円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュフロー、差し引き合計額で5億1,692万6,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュフロー、1億4,063万3,000円のマイナス。

3区分合計で、資金増加額2億7,173万9,000円のマイナスとなります。

よって、資金期首残高29億5,061万2,000円。

資金期末残高26億7,887万3,000円。

この金額は、平成28年3月末の現金預金額となる予定です。

6ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、総括。

比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職1名の増。

給与費、給料266万9,000円の増。

手当125万1,000円の増。

計392万円の増。

法定福利費188万1,000円の増。

合計で、本年度580万1,000円増の6,325万8,000円の予定です。

以下、手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況につきまして説明を省略いたします。

9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項、財務省用地賃貸料。

限度額は1万4,000円です。

平成26年度末のまでの支払義務発生（見込）額、期間は平成26年度、金額は7,000円。

平成27年度以降の支払義務発生予定額、期間は平成27年度、金額は7,000円です。

以下、損益計算書、貸借対照表につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時33分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第7号平成27年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。
病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 議案第7号の内容を説明いたします。

別冊の町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成27年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、84床。

2、年間患者数、10万6,913人。

3、1日平均患者数、406人。

4、主要な建設改良事業、医療機械器具購入事業、事業費3,701万4,000円。

X線テレビ装置購入など11件の機器を購入予定しております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款病院事業収益、1項、2項、3項合わせて22億1,592万3,000円。

支出、1款病院事業費用、1項から4項合わせて23億745万2,000円とするものであります。

次に、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,079万4,000円は過年度分損益勘定留保資金7,079万4,000円で補てんするものとする。）。

収入、1款資本的収入、1項、2項合わせて1億870万円とする。

支出、1款資本的支出、1項、2項合わせて1億7,949万4,000円とする。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、13億7,268万8,000円。

2、交際費、130万円。

第7条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、401万1,000円。

2、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,252万7,000円。

3、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,603万1,000円。

4、児童手当に要する経費、329万円。

5、院内保育所に要する経費、1,833万5,000円。

6、医師の派遣をうけることに要する経費、3,010万円。

続きまして、3ページです。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億2,556万円と定める。

第9条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品。

名称、外科用X線テレビ装置購入他。

数量、一式。

第10条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用が出来るとする。

続きまして、8ページをお開きください。

平成27年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）でございます。

業務活動、投資活動、財務活動における27年度の資金の動きをあらわしたものです。

右下に記載しております合計で、資金増加額、27年度中の資金の増減で4,761万5,000円の減。

資金期首残高1億5,264万9,000円。

資金期末残高、28年3月31日現在の現金預金の残高は、1億503万円4,000

円となる予定です。

続きまして、9ページ。

給与費明細書を説明いたします。

総括の本年度及び比較の合計で申し上げます。

総括、職員数、本年度合計89名、比較4名の増。

4名につきましては、小児科医師、薬剤師、理学療法士、事務職各1名となっております。

給与費の合計では、本年度11億1,823万3,000円。

比較で675万2,000円の増。

法定福利費、本年度1億5,918万7,000円。

比較で1億2,137万1,000円の減。

合計で、本年度12億7,742万円。

比較で1億1,461万9,000円の減とするものであります。

その他の内容については説明を省略いたします。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、議案第1号から議案第8号までの平成27年度別海町各会計予算8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りをします。

平成27年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の名称は、平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に12番松原議員、副委員長に10番山田議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に12番松原議員、副委員長に10番山田議員と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第24 議案第18号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第24 議案第18号別海町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、議案第18号別海町債権管理条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

議案資料は、1ページでございます。

町の債権につきましては、効果的な滞納の予防や債権の保全及び税外収入の確保について、全庁共通の認識に立って万全を期するため、関係所管課長等の組織による税外収入滞納整理等検討会議を設置し、検討を重ねてきたところでございます。

このたび、債権回収に向けた事務の適正な管理について、必要な事項を定めることにより、町民負担の公正、公平性及び財政の健全化を確保する目的として、債権管理に関する条例を新たに制定するものです。

議案の朗読につきましては省略をさせていただき、議案資料で条例の概要について説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

それぞれの条文の下に、四角で囲んで解説を載せておりますので、参考としていただきたいと思います。

まず、第1条は、この条例の目的ですが、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することとしています。

第2条は、この条例の中で使用する用語の意義を定めたもので、第1項では、町の債権について、金銭の給付を目的とする町の権利のうち、税を除くものとしています。

第2項から第5項は、債権の区分で、公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の意義を定めています。

次に2ページです。

第3条は、他の法令等との関係について整理しています。

第4条は、債権管理について町長の責務を定めています。

第5条では、町の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳の整備を義務づけることを定めています。

次に、第6条では、町の債権について履行期限までに履行しない者があるときの督促の義務などについて定めています。

次に、3ページです。

第7条は、公債権について督促状の指定期限までに納入しない場合の延滞金の徴収及び減免の基準について。

第8条は、私債権について督促状の指定期限までに納入しない場合の遅延損害金の徴収及び減免の基準についてそれぞれ定めています。

第9条は、地方自治法第231条の3第3項で定められている強制徴収公債権にかかわる滞納処分、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分について、法令の規定により行わなけれ

ばならないことを明文化したものでございます。

4ページから6ページまでの第10条から第15条につきましても、地方自治法施行令第171条の2から第171条の7で、それぞれ定めている規定を改めて条例に明文化したものでございます。

4ページです。

第10条は、強制執行基準等を定めています。

第11条は、履行期限の繰り上げができることを定めています。

第12条では、債権の申し出等をとらなければならないことを定めています。

次に、5ページです。

第13条では、徴収の停止ができることを定めています。

第14条は、履行期限の延長または処分の特約について定めています。

6ページ。

第15条では、債権を免除することができる場合を定めています。

第16条は、各号に定める要件を満たす場合には、私債権及びこれにかかわる損害賠償金の全部または一部の債権の放棄について定めています。

債権放棄に関してですが、公債権については地方自治法の規定により時効の期間は5年間とされ、時効を中断しない限り5年間で債権は消滅してしまいます。

一方、私債権につきましても民法の規定が適用されるため、時効が経過しても債務者が申し立てをしない限り、この申し立てを時効の援用と言いますが、これらが民法145条で債権は消滅することはありません。

この条文により、私債権の債権放棄について定め、債務者が行方不明の場合など、明らかに徴収の見込みがない一定の事由に該当する場合のみ債権を放棄し、一層の債権管理の適正化を図ることとしています。

この各号について少し説明をさせていただきます。

第1号は、生活保護を受けている者、またはこれに準ずると認められる者について、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

第2号は、破産法、会社更生法などの規定により、債務者がその責任を免れたとき。

第3号は、債務者が死亡した際に、相続人全員が相続放棄をした場合など。

第4号は、徴収停止の措置をとった後、なお履行させることが著しく困難または不適當であると認められるとき。

第5号は、強制執行または債務の申し出等の手続をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者の資力の回復が困難で履行させる見込みがないと認められるとき。

次に、7ページです。

第6号につきましても、時効期間が満了し、かつ、債務者がその援用する見込みがあるときや債務者の所在が明らかでないため、債務の履行意志の有無が確認することができないとき、このように1号から6号までで、規定する場合に限って債権を放棄することができるものと定めるものです。

なお、債権放棄に関しましては、地方自治法第96条第10号の議会の議決に該当することから、第17条において、議会への報告を義務化しております。

また、17条の規定による議会への報告の時期につきましては、条例施行規則で9月定例会において報告することを定めることとしております。

最後の18条は委任規定となっております。

施行日につきましては附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、この条例につきましては、徴収に関し必要な事項を定めていることから、附則において、別海町税外諸収入金の徴収に関する条例を廃止することとしています。

以上をもちまして、議案第18号の内容についての説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号別海町債権管理条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託します。

◎日程第25 議案第19号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第25 議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

本年4月1日から子ども・子育て支援新制度が実施されます。

この制度では、小学校就学前の子供が法の規定に基づき、市町村が定めた一定の基準を満たす認定こども園、保育所、幼稚園などの特定教育保育施設、または特定地域型保育事業などを利用する場合、その利用にかかわる教育保育給付費の支給を受けることができるとされております。

そして、法及び政令において、この教育保育給付を受けようとする子どもの保護者は、市町村に対して、教育保育給付を受ける資格を有することについて申請を行い、認定を受けなければならないと規定をされております。

また、市町村は、この認定にあわせ、家庭において必要な保育を受けることが困難な子供に関しては、保育の必要量の認定を行うとされているものでございます。

そこで、このたび町では、保育の必要性の認定基準と保育の必要量の区分を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案本文を朗読して説明とさせていただきます。

議案書の25ページをお開きください。

別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例。

第1条、趣旨。

この条例は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令に基づき、保育の必要性の認定に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

第2条、定義。

この条例における用語は、法において使用する用語の例による。

第3条、保育の必要性の認定基準。

町長は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に保育の必要性の認定を行うものとする。

第1号、1月において、規則で定める時間以上労働することを常態とすること。

第2号、妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

第3号、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。

第4号、同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護していること。

第5号、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

第6号、求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。

第7号、就学（職業訓練校等での職業訓練を含む。）していること。

第8号、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

第9号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。

第10号、育児休業を取得する前に既に保育を必要とする子どもを監護し、育児休業中に当該監護する子どもに家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること。

第11号、前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること。

第4条、保育必要量の区分。

町長は、法第20条第3項に規定する保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

第1号、保育標準時間、1日11時間まで保育利用可能。

第2号、保育短時間、1日8時間まで保育利用可能。

第5条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、1項、施行期日。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

2項、経過措置。

この条例は、施行日以後に保育を受ける小学校就学前の子どもの法第20条第3項の規定による支給認定について適用するというものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第26 議案第20号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第26 議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の内容を御説明いたします。

議案第19号と同様、新年度からの子ども・子育て支援新制度の実施により、新たに条例の制定が必要となるものです。

新制度においては、公立と私立の別を問わず認定を受けた区分に応じて利用できる施設が区別され、また、その利用に対する利用者の負担額は所得に応じて負担していただくことが基本とされています。

この利用者負担額は、法の規定に基づき、国が定める基準の範囲内で市町村が定めることとされていることから、本町では、これまで保育園、公立幼稚園、私立幼稚園それぞれが定めていた保育料を統一した負担額として、本条例において規定するものでございます。

議案本文の説明は省略させていただきまして、議案資料により内容説明させていただきます。

議案資料の8ページをお開きください。

議案資料8ページは、別海町1号、2号、3号認定子ども利用者負担額基準表（案）でございまして。

全ての利用者負担額を一つの表にまとめてございます。

ページの左側の小さな表は、幼稚園教育を受ける1号認定子どもの負担額、中央から右側にまたがる表につきましては、保育の提供を受ける3歳以上の2号認定子どもと3歳未満の3号認定子どもの負担額となります。

利用者負担額は、国の基準に従いつつ、子ども・子育て会議や保育園運営委員会の意見をいただきながら設定を行いました。

設定の仕方としては、法の負担を基本に、低所得者の方の負担軽減も図りながら、所得に応じて、1号認定子どもは5階層、2号、3号認定子どもは8階層の設定としております。

この階層設定は、国が示す基準と同じとなっております。

また、負担額としては複数のシミュレーションから最終的に国が定めた基準の50%、半分として設定し、所得が高額なことなどによって、これまでの負担額と差が生じる階層の利用者の方には、実施から3年目に本則の負担額となるよう、その間負担軽減の経過措置をとっております。

表の月額欄で3段に表示しているところが経過措置をとっている階層となっております。

1号認定子どもが第2階層以上の全ての階層で経過措置をとっておりますのは、これまで私立と公立の幼稚園で保育料に差があり、今回は利用者の方に有利となるように階層ごとにいずれか低いほうの保育料と比較を行ったことから、負担額が無料の第1階層を除く全階層で軽減の経過措置が生ずることとなったものでございます。

では、資料の一部を例にして負担額の御説明をいたします。

中央から右側に続く大きなほうの表をごらんください。

中央部の列、2号認定のところですがけれども、階層区分の中ほどの第5と書いてあるところ、第5階層となりますが、ここで説明をいたします。

第1階層からこの第5階層までは、現行の負担額とほぼ同額か、負担額が軽減されるこ

ととなるため、平成27年度から本則の負担額が適用されることとなります。

具体的な額といたしましては、第5階層の段の中ほど2号認定の3歳以上のところですが、保育標準時間の認定を受けるものは2万7000円、保育短時間では2万4000円というふうに規定しております。

次に、その下の段、第6階層ですけれども、ここは経過措置をとる階層となります。

2号認定、3歳以上の保育標準時間の欄をごらんいただきたいと思います、月額負担額を3段書きとしております。

一番下、3段目になりますが2万9,000円、この額が平成29年度から適用される本則の負担額となります。

一番上の2万3,000円につきましては平成27年度、中段の2万6,000円につきましては平成28年度に適用となる負担額です。

経過措置のとり方は、所得階層ごとに現状の負担額との差額について、平成27年度は現状の額に33%を加算、平成28年度は66%を加算して経過させています。

負担月額に関する表の記載方法の説明は以上とさせていただきますので、認定区分階層ごとの保育料については後ほどごらんをいただき、確認をしていただきたいと思います。

次に、それぞれの表の下の部分に記載しておりますが、複数の子どもが教育保育を利用する場合には、多子軽減が適用されます。

1号認定子どもでは小学校3年生以下の範囲において、それから2号、3号認定子どもにおいては、小学校就学前の範囲においてゼロ歳から5歳児までということになりますが、この範囲において最年長から順に、2人目は半額、3人目は無料ということになります。

また、ページの一番下の枠の中になりますが、米印の2として記載しております、ひとり親世帯などの、ここに記載されている対象者の方につきましては、一部の階層で負担額表の中の米印2と記載した欄の若干軽減された負担額が適用されることとなります。

このほか、条例においては負担額の減免、還付などについて規定をしているほか、別表の備考欄においては、11項目にわたって基準表で用いている用語の定義等について、説明しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

附則といたしまして、本条例の施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日からとしているところでございます。

なお、本条例で規定する利用者負担額は、平成28年度以降に認定こども園移行を検討しております、僻地保育園利用額の基礎ともなりますが、こちらは移行後の形態などを勘案し、条例の制定改正を含め、平成27年度中に検討していく予定としておりますことを申し添えます。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 2点お願いします。

まず、1号認定の教育標準時間というのは何時間かということで、2号と3号は11時間と8時間とあるのですが、1号は何時間を標準としているのかというのが1点と、第2点目は、多子軽減について、1号認定は9歳からゼロ歳ですか、2号、3号認定はゼ

ロ歳から5歳という説明だったのですけども、そこで、差異ができたのはどういう理由のかというのが2点目の質問です。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 西原議員の質問にお答えいたします。

教育標準時間につきましては、基本的に4時間と、標準時間として4時間とされております。

また、多子軽減の範囲ですけれども、1号認定の場合は、3歳の誕生を迎えた次の4月1日からですね、3歳児と言っておりますけれども、それがこれまででいうところの幼稚園の教育を受ける幼稚園の対象年齢となりますので、3歳児から始めて、6歳の期間をとりますので、3歳から小学校の3年生までがその対象と。

2号、3号認定につきましては、これまででいうその保育園の利用者を対象としておりますので、ゼロ歳から5歳児までですから、対象となる年齢の期間というのは、歳でいうと、年齢階層でいうと、6歳の間ということで変わりはございませんけれども、利用するその最低年齢が1号の場合は3歳児から、2号、3号の場合はゼロ歳児からとなっておりますので、上のほうの年齢にも3歳の差が出るという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） わかりました。

1点目、4時間ということで今度認定こども園になったときに、幼稚園で保育ができるのか、もし保育をしたときの料金等はどういうふうに考えられていくのかというのが1点。

それから多子軽減で、保育園がゼロ歳児から預けられるということなのですけれども、必ずしもそのゼロ歳から預けられない環境にあるとか、地域にあるとか、そういう地域にとって、6年間あると言われながらも、3歳からしか保育園には入れないとなると、実質3年間しかないというところでの、公平感がないというふうにとられたときには、どういふふうな説明をするというか、どういふふうな考えをもっておられるかお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まず、先ほどの継続の質問ということで、多子軽減の年齢についてですけれども、今、国で示されております基準をもとにですね、多子軽減措置をとっておりますので、これとは別の軽減措置をとるということになると、これは町単独事業として実施をしていくということになります。

現段階では、預けたくてもゼロ歳から預けられる環境にない施設が存在するという地区と、地域ということになりますと僻地保育園の設置区域、一部幼稚園の設置区域もございましてけれども、これらにつきましては今後ですね、僻地保育園のあり方等も含めて、今後の支援策としてですね、別途検討をしていくということになります。

それともう一つ保育料、認定こども園になった場合はどうなるかということですが、認定こども園、教育と保育を両方提供する施設ということになりますが、これは認定を受けた方ですね、例えば、その1号認定というのは、家庭で保育をすることが困難である等々、先ほど議案第19号のほうで御説明をいたしました条件、これに該当しない方

は基本的に1号認定で教育を受ける子供ということになりますけれども、1号認定子どもの場合何らかの事情です、標準の4時間を超えて臨時的に保育を受けたいという場合は、これは一時預かり事業というのが、新制度化の13事業の中にございますので、その制度をまず利用していただくことが可能であると。

それから、同じ認定こども園で2号認定を受けた子供につきましては、認定こども園で、教育標準時間分に相当する教育と、それから残りの時間の保育を受けることができますので、認定こども園に認定された施設においては、教育と保育の両方を受けることができるという条件になります。

ですから、今、新年度から認定こども園として移行を予定している私立の幼稚園につきましては、これまでと同じく1号認定を受けて、教育標準時間で利用される方、それと利用定員の範囲内において2号認定を受けて保育、施設のほうは保育標準時間を設定するか、短時間を設定するかはその施設の選択によりますけれども、その保育を受けることが可能になるということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第27 議案第21号から日程第28 議案第22号まで

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第27 議案第21号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について、日程第28 議案第22号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議案第21号、議案第22号の内容を御説明申し上げます。

議案第21号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例案、並びに議案第22号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案、こちらはともに第3次一括法の施行にかかわる新規条例の制定であり、類似性があることから、概要をまとめた議案資料により一括で説明をさせていただきます。

なお、議案本文の朗読は省略をさせていただきますので、御了承願います。

では、議案資料の9ページをお開き願います。

まず、1の条例の趣旨・経緯です。

平成25年度に交付された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第3次一括法」の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正されました。

これに伴い、これまで厚生労働省令によって全国一律に定められていた「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準」と、「指定介護予防支援等の事業の人員基準や運営基準等」について、市町村は国の基準を参考に条例で定めることが必要となったものです。

市町村は、これらの基準について、次の国の基準を踏まえながら地域の実情に基づいた条例を制定することになっております。

条例で定める基準の分類及び意味についてですが、これには従うべき基準と参酌すべき基準とがあります。

従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものを言います。

また、参酌すべき基準とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものです。

次に、地域包括支援センターについてですが、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援するために、「包括的支援事業」と「介護予防支援事業」を実施することを目的として設置された機関で、職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などで構成されています。

別海町においても、町内全域を一つの担当圏域として1カ所、議員の皆様も御存じのとおり役場庁舎1階に事業所を設置してございます。

ここで言う包括支援事業とは、地域包括支援センターが、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援するために行う次の事業です。

一つ目として、高齢者の介護や健康・福祉等に関する「総合相談事業」。

二つ目は、要介護状態となるおそれの高い方を支援する「介護予防ケアマネジメント事業」。

三つ目は、虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などの「権利擁護事業」。

そして四つ目は、介護支援専門員への支援や地域のネットワークづくりなどの「包括的・継続的ケアマネジメント事業」となっています。

10ページになりますが、介護予防支援とはということで、地域包括支援センターの職員が要支援1又は要支援2の利用者の介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者と連絡調整等を行うサービスを言います。

続いて2の制定する条例（案）の概要です。

議案第21号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（案）の概要で、関係する法令につきましては、ここに記載のとおりです。

11ページをお開きください。

本条例は、高齢者の生活を支える、失礼しました。11ページでございませんでした。

そのまま10ページを続けます。申しわけございません。

本条例は、高齢者の生活を支える総合機関として設置している「地域包括支援センター」について、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業を実施するための基本方針、人員に関する基準等を定めるものです。

アの、この条例で定める基準として、従うべき基準は、第4条に規定する人員に関する基準です。

また、参酌すべき基準は、従うべき基準以外の全てで、運営に関する事項として地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営の確保を行うことなどを規定しております。

イの町の考え方ですが、条例で定める基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」共に、省令どおりの基準に基づき条例を制定しようとするものです。

続いて、議案第22号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）についてですが、関係する法令については記載のとおりですので、読み上げを省略いたします。

本条例は、「要支援1」又は「要支援2」の認定を受けている方への介護予防ケアマネジメントを行う「指定介護予防支援事業所」について、サービス提供にあたっての基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものです。

アで、条例で定める基準のうち、従うべき基準は、第3条の指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件。

第4条、従業者の員数。

第5条、管理者。

第6条、内容及び手続の説明及び同意。

第7条、提供拒否の禁止。

そして、第24条の秘密保持。

第28条、事故発生時の対応についてです。

こちらは、従うべき基準とされております。

また、参酌すべき基準ですが、従うべき基準以外の全てで、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、また、介護予防支援の事業の運営に関する基準などとなっております。

この条例の制定に当たっての町の考え方でございますが、条例で定める基準は、次に記載しております参酌すべき基準である第30条第2項に規定する記録の整備、これの一部を除いて省令どおりの基準に基づき条例を制定いたします。

この記録の整備についてですが、基準省令においては、「利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。」とされておりますが、保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効が5年間であることから、介護報酬の算定に必要となる記録のため「5年間保存しなければならない。」と規定したものでございます。

附則といたしまして、議案第21号、22号、どちらの条例とも、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第21号、22号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第21号及び議案第22号の2件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実

施に係る人員等の基準に関する条例の制定、及び別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第29 議案第43号から日程第31 議案第25号まで

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 議案第43号和解及び損害賠償額の決定について、日程第30 議案第10号平成26年度別海町一般会計補正予算、日程第31 議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

まず初めに、総務部長、次に、総務部次長、最後に、副町長。

それでは、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは議案第43号の内容説明をいたします。

議案の122ページでございます。

それでは、議案本文を朗読しまして説明とさせていただきます。

議案第43号和解及び損害賠償額の決定について。

分限免職処分の取消し及び損害賠償の請求を求める訴訟事件について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1、相手方（原告）。

氏名、高橋幸成。

氏名、高橋晶子。

2、事件名。

釧路地方裁判所、平成23年（行ウ）第9号、同第10号事件。

平成25年（ワ）第133号事件。

3、事件の概要。

平成22年11月1日に医師として採用した原告2人に対して、条件付採用期間終了後の平成23年5月1日以降正式採用を行わない旨通告し、分限免職処分としたことについて、原告2人は分限免職処分の取消しを求め、別海町を被告として平成23年5月27日釧路地方裁判所に訴訟を起こした。

また、この事件に関し、誹謗中傷及び名誉毀損行為を受けた精神的損害の賠償を求め、別海町と町立別海病院長を被告として平成25年10月25日釧路地方裁判所に損害賠償請求訴訟を起こした。

両訴訟に対し、3年半に及ぶ公判を経てきたが、今般、裁判所からの和解案を受け入れ、和解しようとするものである。

4、和解条項。

別紙のとおり。

124ページをごらんください。別紙です。

この内容につきましては、民事訴訟法第89条の規定に基づき、和解の試みとして裁判所から示された内容であります。

朗読いたします。

和解条項（案）、平成27年1月23日現在。

【平成23年（行ウ）第9号、同第10号事件】。

1、被告は、平成23年3月29日原告高橋幸成（以下、「原告幸成」という。）に対してなした分限免職処分を取り消す。

2、被告は、平成23年3月29日原告高橋晶子（以下「原告晶子」という。）に対してなした分限免職処分を取り消す。

3、原告らと被告は、原告らが被告（勤務先：町立別海病院）を本日（注：和解成立日）、円満に退職したことを相互に確認する。

4、被告は、原告らに対し、原告らと被告間の本件解決金として7,500万円の支払義務があることを認める。

5、被告は、原告らに対し、前項の金員を平成27年4月10日限り、空欄になっておりますけれども、ここには金融機関名が明示されております。の原告晶子名義の普通預金口座、ここには口座番号が記載されております。に振り込む方法により支払う。この振込手数料は被告の負担とする。

6、原告らはその余の請求を放棄する。

7、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8、訴訟費用は各自の負担とする。

【25ワ133号事件】。

1、原告ら及び被告らは、本日（注：和解成立日）、本件訴訟手続を終了させる。

2、訴訟費用は各自の負担とする。以上。というものでございます。

以上で、議案第43号の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、次に総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の平成26年度別海町一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第9号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億7,360万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で7,500万円。

歳入合計で7,500万円の追加。

次に、歳出です。

2款総務費、1項で7,500万円。

歳出合計で7,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ補正後の予算額を170億7,360万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金7,500万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れするものです。

補正後の繰入予算額は4億4,820万円となるものです。

なお、今回の補正により、財政調整基金の予算上の残高は24億9,221万1,000円となります。

次に、3、歳出です。

2款総務費、1項1目一般管理費7,500万円の増は、議案第43号で御説明しました和解賠償に係る賠償金を計上するものです。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） それでは、最後に副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案は63ページ、議案資料のほうは20ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの議案第43号和解及び損害賠償額の決定についての中で、総務部長のほうから、分限免職処分の取り消しを求める訴訟の経緯等について説明をいたしました。

本条例の一部改正は、町の代表者で任命権者である町長の責任と和解により、結果として町に損害を与えることに対して、町長みずからの処分として給料を1月間30%削減しようとするものでございます。

なお、町長の給料は、平成19年7月から当分の間として、10%削減しておりますので、今回さらに30%削減し、合わせて40%削減しようとするものでございます。

また、町長の任期の関係上、給料を削減する期間は、平成27年3月28日から平成27年4月27日までの1月間ということにしております。

議案資料は、条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後ということになります。

今回の給料削減は、附則の追加で対応するものでございますが、改正後の条文を朗読いたしまして、説明とさせていただきます。

63ページのほうをごらんください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10項、町長の給料月額は、平成27年3月28日から1月間に限り、別表第1項及び第8項の規定にかかわらず、同表に定める額の100分の40に相当する額を減じた額とする。

ただし、当該給料月額としている期間内において離職する町長の当該離職日における給料月額は、別表第1に掲げる額とする。

附則といたしまして、この条例は、平成27年3月28日から施行するというものでございます。

以上で、議案第25号の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第43号及び議案第10号並びに議案第25号の3件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 大変大きい問題ですから、当然、内容はわかってくるにつれ、町民の皆さんもいろいろな疑問とかを持つことになるのではないかと思います。

そういう内容を持った問題だなというふうに思いますので、幾つか質問させていただきたいと思います。

第1点目なのですけれども、町には顧問弁護士がおられますよね。町のいろいろな法律的な問題について、相談をする弁護士がおられるというふうに聞いていたのですが、その点でとりわけですね、問題が発生する、振り返ってみると、分限免職を町がしたということから、その前にいろいろありましたけどね。この裁判の問題、そこから始まっているわけですよね。その分限免職を科すというふうに、非常に重大な問題ですからね。そのあたりで弁護士との相談というものがあつたのだらうかと、それから次に裁判が起きるわけですけれども、その段階での弁護士との相談があつたのか。

それから、このあと2点目の質問として質問したいと思いますけれども、裁判所から何回か和解案が出たのかどうか、今回初めてなのか、それはわかりませんが、その和解案が出たときに、弁護士とですね、どういう相談があつたのかという、その弁護士とのやりとりをちょっとお聞きしたいなというふうに思うのです。最初のころから和解案が出る当たり、そして、こういう結論になる和解案を受け入れるというふうな結論を出すまでの経緯の中での、その弁護士とのやりとりがどういうふうにあつたのかというのが一つですね。

それから、2点目ですけれども、先ほどからちょっと話の中に入れましたけれども、和解案が裁判所のほうから出されたのは今回が初めてなのか、あるいは、その以前に何回か和解案の提示があつたのかという、その経緯についてもお聞きしたいと思います。

それから3点目の質問なのですけれども、解決金として7,500万という非常に大きい額だと思いますが、この7,500万円の妥当性というのですかね。それについては裁判所が提示したのだから、それを受け入れるというふうに判断をしたということなのですが、7,500万というものの算出がどういうものだったのかというのが、それは裁判所の考え方を聞かなくてはわからないかもわからないのだけれども、それはどういうふうに判断されているかということも、3点目にお聞きします。

それから4点目、これが最後なのですが、訴訟費用は各自の負担とするというふうになりますね。これは町も一部、何とか町も負担をしなければいけないのだろうというふうに思うのですが、そのことについて、町が負担しなければならないということかなというふうに私は思うのですが、そういうことかどうかということと、負担するとしたら幾らの負担になるかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問に、私からお答えを申し上げますけれども、詳しい内容については事務長のほうからお答えをさせますので、まず、私のほうからお答えを申し上げます。

まず、分限免職をするに当たってですね、当然、町として弁護士と相談をして、ある程

度、この分限免職が正当かどうかについてですね、弁護士のアドバイスを受けて、そして、ある程度の確証がある中で、当然、分限免職をしたということでもあります。

その後、何度かの和解案というものも示されましたけれども、我々が納得をしないということで、3年半にわたって訴訟が継続をしてきたということでもあります。

今回、そういう意味におきましては、以前にも御説明したと思いますが、小児科の医師については、多少、我々に分限免職にするということに対しては、無理があるのかなという感触の中で、思っていたところでもあります。

したがってですね、最後に7,500万円がどういう算定なのかということになりますと、いわゆる小児科医の医師の報酬についてが、基本に算定された数字でありまして、内科医のほうには、我々としては全面的に勝訴している、そういうことでもあります。

以下については、事務長のほうから答弁させます。

○議長（渡邊政吉君） 議長から皆様にお伝えいたします。

本日の会議時間は、議事日程進行予定がおくれていることから、あらかじめ延長することを申し上げます。

それでは、病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいま町長が回答いたしました。

私、重複するかもわかりませんが、一つ一つお答えしたいと思います。

まず、分限免職する以前に、弁護士なりに相談したのかという部分。

もちろん分限免職をすることが妥当かということは、町村会顧問弁護士とも相談しておりますし、道のほうの法制局のほうにも照会をしております。その上で、分限免職するには問題がないのだろうという判断のもとで、まずスタートしました。

次、和解案がこれまでなかったのかということ。

今回和解する前に、和解案は出されております。

まず1回目は、和解する入り口のところで決裂しました。というのも、町として求めている和解の中には、このお2人を別々の個々の和解とさせてほしいということで提案しましたが、それは認められないということで、まず1回やめております。

2回目、これは26年になりますけれども、この時点では、原告側のほうから、町が分限処分をした事実、いわゆるそういった行為が、なかったものということを認めた文章にしてくれと、いわゆるそういう条項を入れた和解案にしないと和解しない。いわゆる分限免職に至った事由は、認められなかったという文言を入れて欲しい、これは町としても、絶対にそこは譲れないということで和解を拒否しました。

大まかに和解案があって、どういう状態だったかというのは、その2点です。

これについても、当然、弁護士をずっと立てておりますので、弁護士と相談しながら、また、町としては何回も協議しながら、こういう結論に至っております。

次に、7,500万円という数字が妥当かという部分なのですが、裁判所はこの7,500万円を妥当だとして出しております。

うちのほうで計算をしております。これが27年3月まで勤務した場合どうなるか、この7,500万円についても全員協議会のほうでも説明しているとおおり、小児科医であります、高橋晶子の分という形で委員会のほうにも説明していると思いますが、その分としての未払い賃金という計算を裁判所もしております。

うちのほうでも、ちょっと計算をしておりますけれども、その金額の計算をちょっと差し控えさせていただきましても、これ以上になります。うちのほうで計算した金額

は。

ですから、7,500万円については、判決が出た場合、これ以上になるものというふうに考えて妥当だというふうに判断しております。

その後、訴訟費用についてなのですけれども、公判が現在も31回ほど行っております。そのたびに、弁護士に対する費用というものは発生し、その都度払っております。

また、裁判が終結した時点では、双方が費用については支払わなければならないとなっておりますので、うちの弁護士にも、当然、支払いをしなければならないと思います。

私のほうで金額はちょっとつかんでおりますけれども、これまだ請求をいただいておりますので、ちょっとこの金額については、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 私、本当に法律的には全くの素人ですから何とも言えないのですが、結果としては、処分のあり方については、一部認められなかったという結果になったわけですね。というのは弁護士の判断、いろいろ相談をした弁護士の判断が、本当にどうだったのかということが問われるというふうにも思います。

あるいは、その裁判のやり方も含めてね、分離裁判が本当にできなかったのかどうかということも含めての、弁護士のアドバイスなりが適切だったのかというふうにも私、思うのですよ、正直言って。

だから、その弁護士の力量というのですかね。そういうものについて、考えさせられるなというふうに思うのですが、今後、別海町がさまざまな法律問題での相談をするということに、いろいろな場面であるだろうと思うのですが、今後も同じような、この、個人的にどうこう言うわけでありませんが、同じ体制でいくのかどうかということをちょっとお聞きしたいのですね。

それから、もう一つですけれども、やはり責任は非常に重いと思うのですよ。

もう申しわけないけれども、この額含めてね、非常に責任が重いというふうに私は考えるのですけれども、その点での町長の責任のとり方としては、一月30%の減給をするということで、それは、それなりの決断だというふうに思うのですけれども、心境ですね、その責任に関する所見をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず弁護士のほうの御質問ですけれども、道町村会の、いわゆる顧問弁護士等々も勤めておられる弁護士事務所ですので、我々は信頼をしてですね、この案件もその事務所をお願いをしたということでありまして、今までの3年半を経過して、訴訟をやってきた状況の中ではですね、しっかりやっていると、そういう思いでありますし、いろいろな案件があると思いますが、今後については、そういう意味で、案件によって、また、弁護士もそれぞれ得意の分野などいろいろありますから、それらも十分検討しながら今後対応していきたい、そのように思います。

また、責任の取り方ですが、これはそういう、いかにその当時の、特に小児科含めてドクターの確保に切迫してきた、そういう状況にあったという状況を鑑みる中であっても、やはり町民の皆さんに損害を与えたと、最終的にはそういうことですので、その責任の取り方がどうであるかについては今後、評価をいただくということになるかと思

ますが、それはしっかり受けとめさせていただきたいなど、そのように思っております。
以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、いかがでございますか。

ほかに御質問のある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは午前10時から、議案の内容説明と質疑並びにその後、一般質問を行います。

それでは皆さん、長い間御苦労さまでございました。

散会 午後 5時03分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員